

# 第二次宮崎県再犯防止推進計画

令和6年3月

宮崎県



## 目次

第1章	計画の概要	
第1	経緯と趣旨	1
第2	位置付け等	11
第3	期間	12
第4	他計画との統合	12
第5	成果指標・目標値	13
第2章	本県における再犯防止を取り巻く状況	
第1	犯罪の発生状況	14
第2	矯正施設における入所者等の状況	18
第3	更生保護に関わる状況	19
第3章	施策の推進	21
第1	国、市町村及び関係団体との連携強化	23
第2	就労・住居の確保	25
	(1) 就労の確保	
	(2) 住居の確保	
第3	保健医療・福祉サービスの利用促進	29
第4	非行の防止等	34
第5	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導及び支援等	38
第6	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	43
	【参考資料】	
○	第二次宮崎県再犯防止推進計画の策定経緯	47
○	宮崎県再犯防止連絡協議会要綱	48
○	再犯の防止等の推進に関する法律	50
○	第二次再犯防止推進計画（国）	54
○	用語集	79
○	県の主な関係各課（室）一覧表	86

## 第1章 計画の概要

### 第1 経緯と趣旨

#### (1) これまでの国の再犯防止の取組・方針

我が国における刑法犯の認知件数については、平成8年(1996年)以降毎年戦後最多を更新し、平成14年(2002年)には、285万3,739件とピークを迎えましたが、次年以降、減少に転じており、令和3年(2021年)には56万8,104件(ピーク時の約2割)と戦後最小となったものの、令和4年(2022年)には60万1,331件となりました。

また、刑法犯の検挙人員についても、平成16年(2004年)の38万9千人をピークとして、次年以降、減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は上昇傾向にあり、令和4年には47.8%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現のためには、再犯防止対策を推進する取組が重要であることから、国では、平成24年7月に、「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年犯罪対策閣僚会議)を決定し、「出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合を平成33年までに20パーセント以上減少させる。」という数値目標が設定されました。

平成26年12月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」が決定され、「平成32年(2020年)までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を現在(平成26年)の3倍にする。」「平成32年(2020年)までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。」という数値目標が設定されました。

平成28年7月には、犯罪対策閣僚会議において、薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある者等に対して刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手

続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込んだ「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」が決定されました。

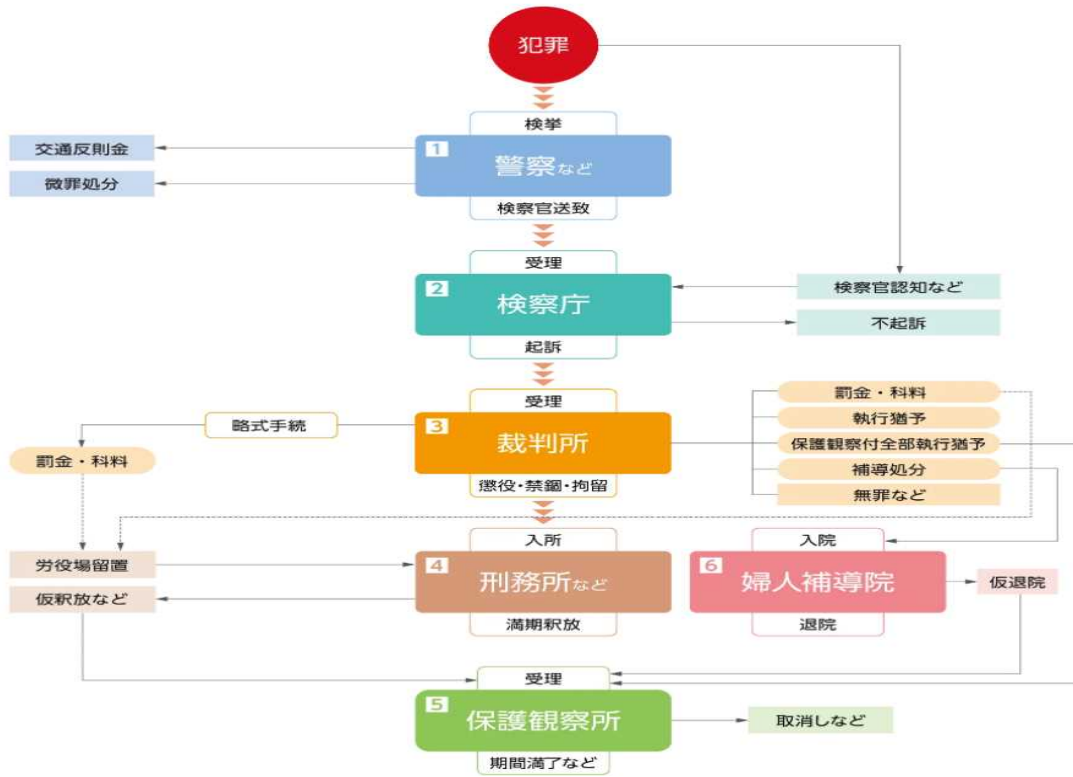
そのような中、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「再犯防止推進法」という。）が制定、同月に施行され、これに基づき翌年12月、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする第一次再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）が策定されました。

その後、令和元年12月に、第一次再犯防止推進計画に基づく施策のうち、より重点的に取り組むべき課題の対応を加速化させるため、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止推進計画加速化プラン」が決定されています。

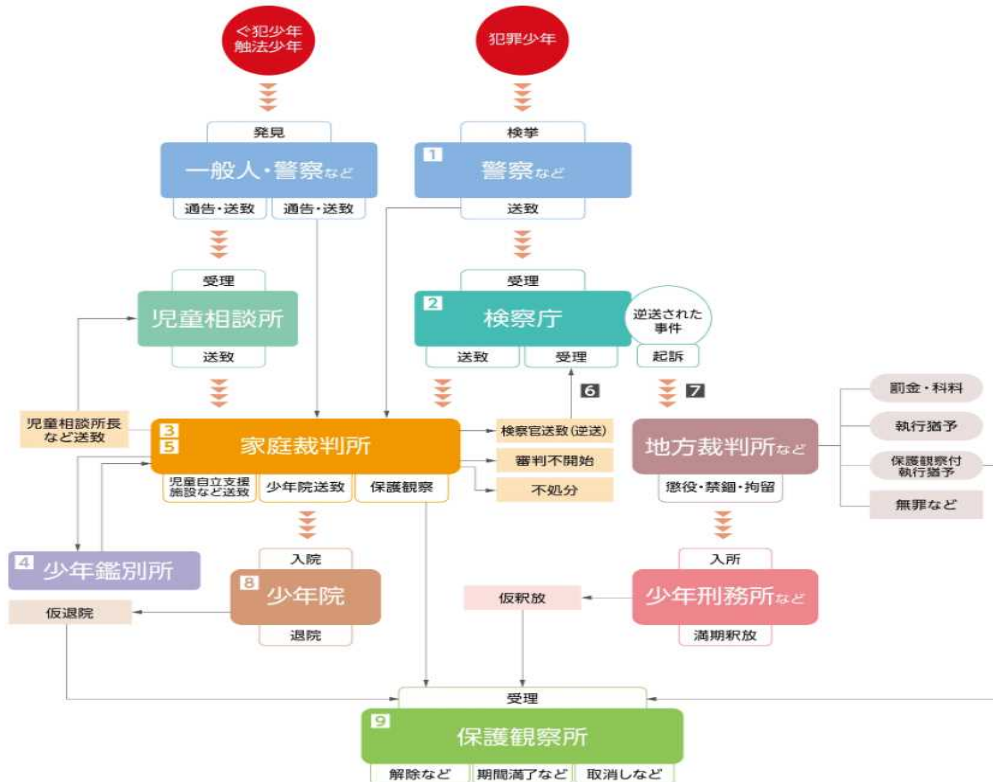
また、令和5年3月には、第一次再犯防止推進計画の取組状況や新たな再犯防止に向けた施策を踏まえた第二次再犯防止推進計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）が策定され、5つの基本方針と7つの重点課題に沿って、国の施策が整理されました。第二次再犯防止推進計画では、出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率を更に低下させることが目標として定められています。

【参考】 ※法務省ホームページより引用

○成人による刑事事件の流れ



○少年事件の流れ



計画期間：令和5年度から令和9年度

## 第二次再犯防止推進計画（概要）

### II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

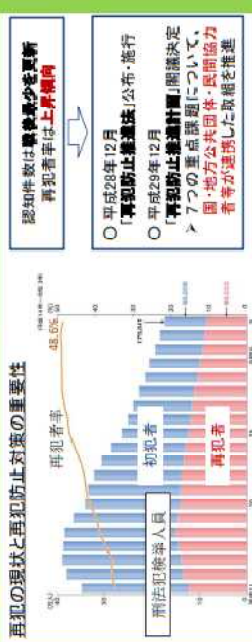
- ① 就労・住居の確保
  - 拘禁刑執行後や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた**再就労作業**の実施
  - 拘禁刑執行後や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた**再就労作業**の実施
  - 拘禁刑執行後や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた**再就労作業**の実施
  - 拘禁刑執行後や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた**再就労作業**の実施
- ② 住居の確保
  - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた**処遇（福祉）**へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を  
行つたための**体制整備**
  - 地域社会における定住先の確保に向けた**居住支援**（福祉）へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を  
行つたための**体制整備**
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
  - 高齢者又は障害のある者等への**支援**
  - 福祉的支援のニーズの**適切な把握と適切な対応**の強化
  - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
  - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の**効果的な人口支援の実施**
- ④ 薬物依存の問題を抱える者への支援
  - 矯正施設及び保護観察所における**一貫した専門的プログラムの実施**
  - 更生保護施設等への**受入れ、処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化**
  - 増加する**大麻専犯**に対応した**処遇の充実**
- ⑤ 学校等と連携した修学支援
  - 矯正施設と学校との連携による**円滑な学びの継続**に向けた取組の充実
  - 民間の**学力試験の活用**や**高卒認定試験**指導における**ICTの活用**の推進、**在院中の通信制高校への入学**
  - 学校や地域社会における**修学支援の充実**、**地域における非行の未然防止**
- ⑥ 犯罪をした者等の特性に応じた**効果的な指導**
  - **再入所率**の低減を踏まえた**改善指導プログラム**の充実、**犯罪被害者等**の心情を考慮した**処遇の充実**
  - **若年受刑者**に対する**少年院のノウハウ**や**設備等**を活用した指導、**特定少年**に成年としての**自覚・責任**を喚起する指導
  - **性犯罪**や**ストーカー・DV被害者**、**女性等**の特性に応じた**指導等**の充実
- ⑦ 民間協力者の活動の促進
  - **持続可能な保護司制度**の確立と**そのための保護司**に対する**支援**
  - **保護司の活動環境**等についての**検討・試行**、**保護司活動のデジタル化**の推進
  - **地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携**
  - **民間事業者のノウハウ**等を活用した**再犯防止活動**の促進
- ⑧ 地域による**包括的推進**
  - 国・都道府県・市区町村の**役割の明確化**
  - 地方公共団体の**取組への支援**
  - 地方公共団体による**再犯防止の推進**に向けた取組の促進、**地方公共団体への情報・知見の提供**
  - 地域における**支援の連携強化**
  - **保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）**における**地域連携**の推進、**更生保護地域連携拠点事業**の充実
  - **相談できる場所の充実**
  - **保護観察所**による**刑執行終了者等に対する援助の充実**、**更生保護施設**による**訪問支援事業の拡充**
- ⑨ 再犯防止に向けた**基盤の整備**
  - **矯正行政・更生保護行政のデジタル化**と**データ活用**による**処遇等**の充実、**情報連携**と**再犯防止施策**の**効果検証**の充実、**人的・物的体制**の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づき**具体的な施策の実施状況・効果**について**適切にフォローアップ**

① 矯正施設中の再入所率及び再入所率  
② 新受刑者中の再入所率又は再入所率の執行終了率の割合  
③ 出所受刑者の2年以内再入所率及び再入所率  
④ 住居確保率  
⑤ 出所受刑者の3年以内再入所率及び再入所率  
⑥ 再入所率  
⑦ 民間協力者に対する支援の充実率

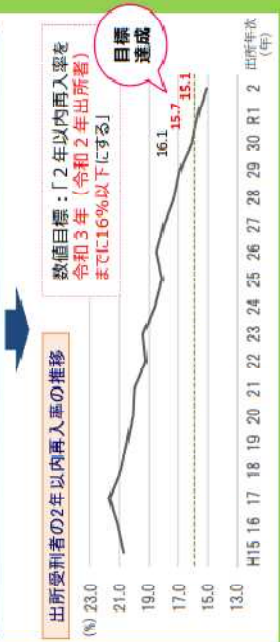
### I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
  - 矯正施設在留中の生活環境の調整の強化
  - 更生保護施設による訪問支援事業の開始（R3.10～）
- 地方公共団体との連携強化
  - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施（H30～R2）
  - 地方再犯防止推進計画の策定支援（402団体で策定済み（R4.10.11））
- 民間協力者の活動の促進
  - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり



### 第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、**個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが強える課題**に応じた**きめ細かい**支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、**犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者**を含めた**地域**の**支援連携（ネットワーク）**を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、**地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強化**すること。

## (2) これまでの県の再犯防止の取組及び計画策定

県では、法務省主唱の「社会を明るくする運動」（7月）において、平成7年度以降、本県知事が宮崎県推進委員会委員長へ就任しており、国の更生保護施策へ協力を行っています。

また、平成21年以降、国の主導の下、都道府県ごとに「地域生活定着支援センター」の設置が進められる中、本県においても、平成22年6月に、同センターを設置し、現在まで、多くの矯正施設退所者の支援を行ってきています。

同センターでは、開設以来、高齢や障がいにより自立した生活を営むことが困難な矯正施設退所予定者に対して、受入れ施設の斡旋（コーディネート業務）及び受入れ施設に対する助言（フォローアップ業務）等（いわゆる「出口支援」）を実施してきました。また、令和4年度からは、刑事司法手続の入口の段階にある被疑者・被告人等で高齢等の理由により司法手続終了後も自立した生活が困難であることが見込まれる方に対する被疑者等支援（いわゆる「入口支援」）を開始しています。

### 【参考】地域生活定着促進事業の概要 ※厚生労働省ホームページより引用

#### 地域生活定着促進事業

##### 1 事業の目的

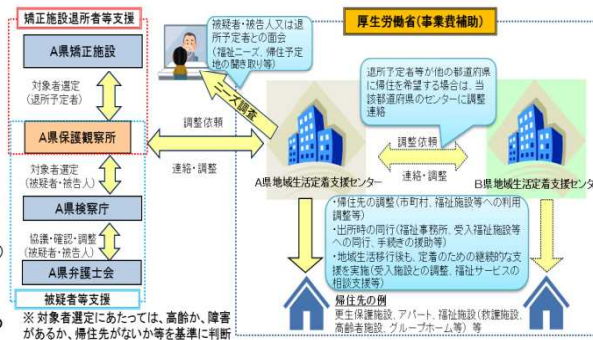
高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援や地域生活への定着のための支援を行うことにより、地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

##### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

###### 事業の概要

- 平成21年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度から被疑者等支援業務を開始。
- 地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携して、以下の業務を実施。
  - ① コーディネート業務（矯正施設退所予定者の福祉サービスへのつなぎ）
  - ② フォローアップ業務（矯正施設退所者の受入れ施設等をフォロー）
  - ③ 相談支援業務（犯罪をした者やその家族等からの福祉サービス等の利用に関する相談への支援）
  - ④ 被疑者等支援業務（被疑者等を福祉サービスへつなぎ、その後フォロー）
  - ⑤ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

###### スキーム図



###### 実施主体

実施主体：都道府県



従来、矯正・更生保護施策は、国の専管事項と認識されてきており、地方公共団体における再犯防止に係る現状・課題等に関する情報共有や、福祉・医療、就労、教育などを所管する庁内の関係各課の横断的な連携は十分に行われていませんでした。

このような中、平成 28 年 12 月に公布・施行された再犯防止推進法では、地方公共団体が、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされ、同法 8 条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

令和 5 年 4 月現在、全国で 47 都道府県（奈良県は条例で対応）、525 市区町村で策定されており、本県内では、15 市町村が策定済みとなっています。

本県では、令和 2 年 3 月に「宮崎県再犯防止推進計画」を策定し、県庁内の関係部局はもとより、国の機関や関係団体等と連携しながら、出所した者等を社会の構成員として復帰させるための体制づくりや、これらの者に対する県民の理解促進などの対策を実施していくこととしました。

本計画では、新受刑者における再入所者の数（犯行時の居住地が宮崎県である者の数）を平成 26 年から平成 30 年までの平均値 59.2 人と比較して 15%程度減少させ、50 人以下となるよう成果指標を定めましたが、関係機関の取組等により、令和元年以降、いずれの年も 50 人を下回る状況となっています。

	基準値 〔H26～H30 の平均〕	R 元	R 2	R 3	R 4
新受刑者	—	66	83	88	64
うち再入所者	59.2	35	49	46	33

計画期間中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面式の催しに制約が生じ、また社会・経済活動が低調になる中ではありましたが、主に以下のような取組を実施しました。

**【宮崎県再犯推進防止計画(令和2年度～令和5年度)主な取組】**

- 県内市町村の再犯防止推進計画の策定促進（福祉保健課）
- 地域生活定着支援センターにおける被疑者等支援（いわゆる「入口支援」）の開始（福祉保健課）
- 生活困窮者自立支援相談窓口の運営や、生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付等の生活困窮の状態にある方の経済的な下支え（福祉保健課）
- 障害者就業・生活支援センターの運営や「ふれあい合同面接会」を通じた障がい者の就労支援（障がい福祉課）
- ヤング JOB サポートみやざき、みやざき若者サポートステーションにおける若年者の就職支援（雇用労働政策課）
- 県営住宅の提供やセーフティ住宅に関する情報提供（建築住宅課）
- 薬物依存症者及びその家族に対する個別相談や家族教室の実施（薬務対策課）
- 非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催や非行防止の広報活動（県警本部生活安全少年課）
- 更生保護を含めた人権に関する話題をとりあげた人権啓発情報誌「じんけんの風」の作成・配布（人権同和対策課）

このような中、国の第二次再犯防止推進計画が策定され、令和2年3月に策定した宮崎県再犯防止推進計画の計画期間が令和5年度をもって満了します。このことから、近年の新たな動きや課題も踏まえ、本県における再犯防止を更に推進するため、令和6年度を初年度とする「第二次宮崎県再犯防止推進計画」を策定するものです。

## 【参考】再犯防止の推進に関する主な関係機関・団体等

### (1) 国の機関

#### ○ 保護観察所

各地方裁判所の管轄区域毎に全国50箇所に設置され、更生保護の第一線の実施機関として、①保護観察、②生活環境の調整、③更生緊急保護、④恩赦の上申、⑤犯罪予防活動などの事務を行っています。

また、医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした者の、①生活環境の調査、②生活環境の調整、③精神保健観察などの事務もを行っています。

本県では、宮崎保護観察所（宮崎市別府町1番1号）が所管しています。

#### ○ 刑務所

主として受刑者を収容し、受刑者の資質や環境に応じ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図ることを目的として行われる作業（生産作業、自営作業、職業訓練）、改善指導及び教科指導などの処遇を行っています。

本県では、宮崎刑務所（宮崎市大字糸原4623番）が所管しています。

#### ○ 少年鑑別所（法務少年支援センター）

少年鑑別所は、①家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置を執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務として行っています。また、③の業務を行う際には、宮崎法務少年支援センターという名称を使用しています。

本県では、宮崎少年鑑別所（宮崎市鶴島2丁目16番5号）が所管しています。

○ 地方検察庁

警察から送致された事件等について、捜査し、起訴・不起訴の処分を行い、裁判では犯罪事実を立証して適正な刑罰の適用を求め、裁判の執行を指揮監督します。

本県では、宮崎地方検察庁（宮崎市別府町1番1号）が所管しています。

(2) 関係団体等

○ 更生保護法人 宮崎県更生保護協会（宮崎市別府町1番1号）

事業者が安心して犯罪をした者等を雇用してもらうための身元保証や、これらの者に対して旅費、医療費、生活費等の金品の給与事業を行っています。

また、更生保護に関わる団体等の円滑な運営に資するため、これらの団体に対して助成を行っています。

○ 更生保護施設 みやざき青雲（宮崎市宮脇町72番地）

頼るべき家族や縁故者がいないなど、社会復帰が難しい環境におかれている犯罪をした者等に対して、宿泊場所や食事の提供などの支援を行っています。

また、同施設を退所した者への相談窓口を設置し、適切な助言等を行うなどのフォローアップも行っています。

○ 宮崎県保護司会連合会（宮崎市別府町1番1号）

保護司法第14条に基づき、各都道府県に設置される団体であり、各地域の保護司会との連絡・調整や保護司の職務に関し必要な資料や情報の収集などを行っています。

また、“社会を明るくする運動”作文コンテストの実施や、小中学校・高校で薬物乱用防止教室を開催するなど、児童・生徒を主な対象として犯罪予防に関する普及啓発活動を実施しています。

○ 宮崎県更生保護女性連盟（宮崎市別府町1番1号）

更生保護ボランティア団体として、更生保護施設へ入所する保護観察対象者等への夕食の提供を行うほか、入所者への調理実習の実施や地域の清掃活動などのボランティア活動を通じて、犯罪や非行に陥った人たちが一日も早く社会復帰できるよう支援を行っています。

また、宮崎刑務所、宮崎少年鑑別所主催の矯正展への協賛活動として、宮崎県保護司会連合会やBBS会と連携し、更生保護への広報活動を行っています。

○ 宮崎県BBS連盟（宮崎市別府町1番1号）

非行少年等の様々な立場の少年に、兄や姉のような立場で接し、その立ち直りや自立を支援する青年を主体としたボランティア団体です。その活動は、（1）生きづらさを抱える子どもや若者と「ともだち」になることを通して、その立ち直りや再チャレンジを支える「ともだち活動」、（2）子どもや若者に広く働きかけて自他共に大切にできる豊かな心を育む「健全育成活動」などが中心となっています。

○ 宮崎県協力雇用主会（宮崎市宮脇町72番地）

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない矯正施設退所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業者（協力雇用主）の団体であり、協力雇用主間の連絡・調整や協力雇用主を対象とした研修会等を実施しています。

○ 宮崎GratefulDARC（宮崎市西池町11-36）

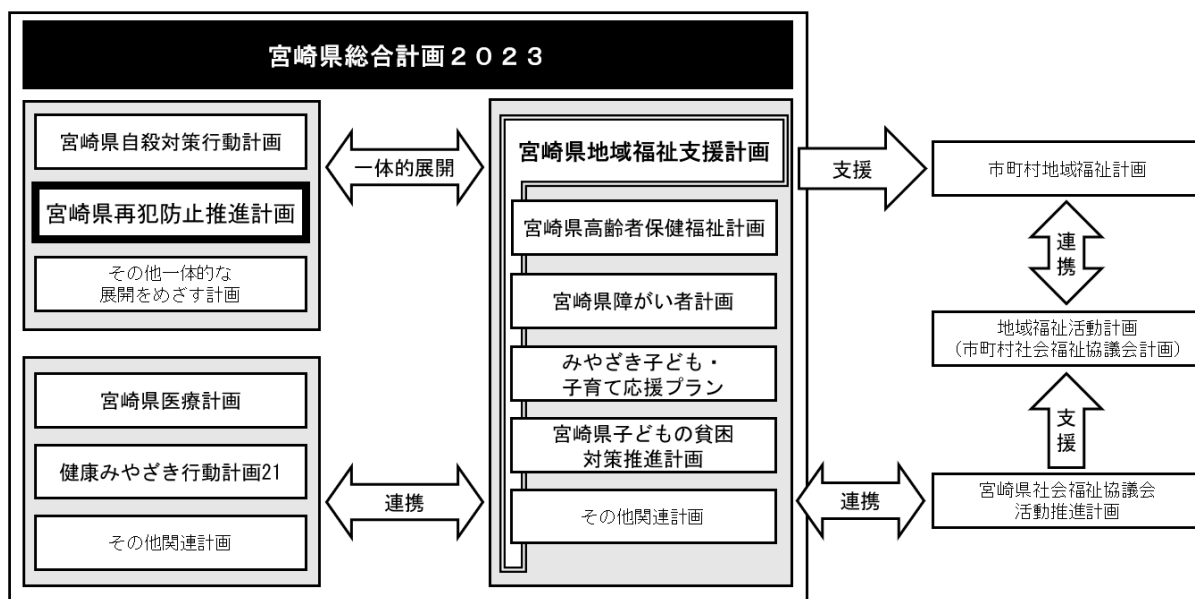
薬物依存症者に対して、医療機関、行政機関、司法機関と連携して、ピアカウンセリングや薬物関連電話相談を実施しているほか、刑務所や保護観察所などに講師を派遣し、薬物離脱指導も実施しています。

## 第2 位置付け等

### (1) 位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案して定める地方再犯防止推進計画です。

また、「宮崎県総合計画 2023」の部門別計画であり、宮崎県地域福祉支援計画と一体的に展開を図るものです。



### (2) 対象者

計画の対象者は、起訴猶予者等<sup>1</sup>、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設退所者、非行少年もしくは非行少年であった者又は暴力団離脱希望者(以下「犯罪をした者等」という。)のうち、支援が必要な人となります。

また、上記に掲げる者の父母、配偶者、子どもなどの家族についても、必要に応じて支援の対象となります。

さらに、本計画の推進にあたっては、犯罪被害者の心情を考慮し、再犯防止の取組と併せ、犯罪被害者への必要な支援等も実施します。

※<sup>1</sup> 令和5年12月改正更生保護法により、処分保留で釈放をされた者のうち検察官が罪を犯したと認める者についても、更生緊急保護の対象となったため、本計画の対象者として加えることとします。

### 第3 期間

この計画の期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間とします。

### 第4 他計画との統合について<sup>2</sup>

政府の地方分権改革推進本部「計画策定時における地方分権改革の推進について」(令和5年3月)において、地方公共団体における既存計画等の統廃合や関連する計画等との一体的な策定を優先的に検討するとされていることを踏まえ、計画期間内において県が定める他の計画との統合を含め検討します。

---

※<sup>2</sup> 法務省作成「地方再犯防止推進計画策定の手引き(令和5年3月)」においても、地方計画は、政策的に関連の深い他の計画等(例えば、地域福祉計画や、防犯に関する計画等が考えられます。)と一体のものとして策定することも可能とされています。

## 第5 成果指標・目標値

再犯防止推進計画を進めていく上で、成果指標及び目標値を次のとおり設定し、その達成に向けて取り組みます。

### 【成果指標】新受刑者中の再入所者（※）数

基準値（42.7人、第一次計画期間中である令和2年から令和4年までの平均値）

※犯行時の居住地が宮崎県である者の数

#### 目標値の設定

	R2	R3	R4	R5		R6～R10の平均値
新受刑者（人）	83	88	64	-		—
うち再入所者（人）	49	46	33	-		36人以下

注 情報提供元：法務省

### 【目標】 36人以下（令和6年から令和10年までの再入所者数の平均値）

上記基準値から15%程度の減少を目指します。

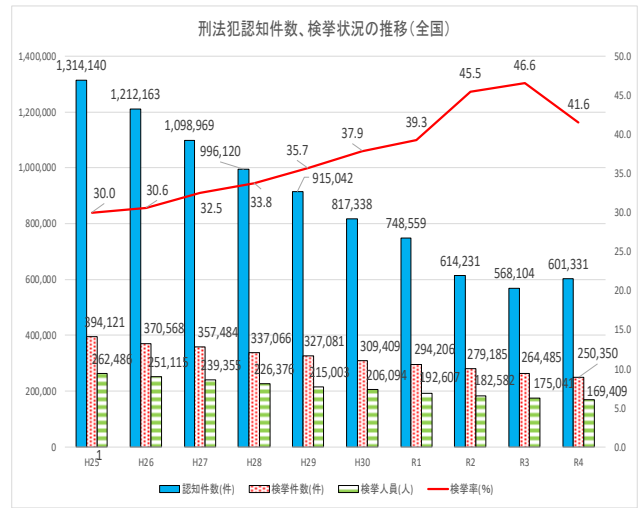
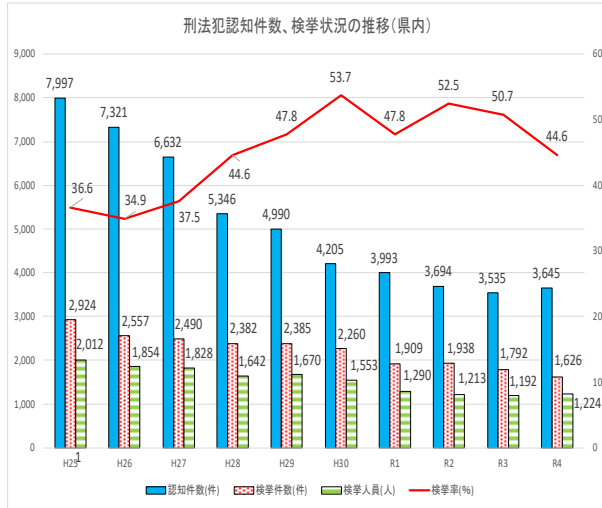


## 第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

### 第1 犯罪の発生状況

#### (1) 刑法犯の認知、検挙状況

- ・認知件数、検挙件（人員）数ともに、減少傾向にある。



県内	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数(件)	7,997	7,321	6,632	5,346	4,990	4,205	3,993	3,694	3,535	3,645
検挙件数(件)	2,924	2,557	2,490	2,382	2,385	2,260	1,909	1,938	1,792	1,626
検挙人員(人)	2,012	1,854	1,828	1,642	1,670	1,553	1,290	1,213	1,192	1,224
検挙率(%)	36.6	34.9	37.5	44.6	47.8	53.7	47.8	52.5	50.7	44.6

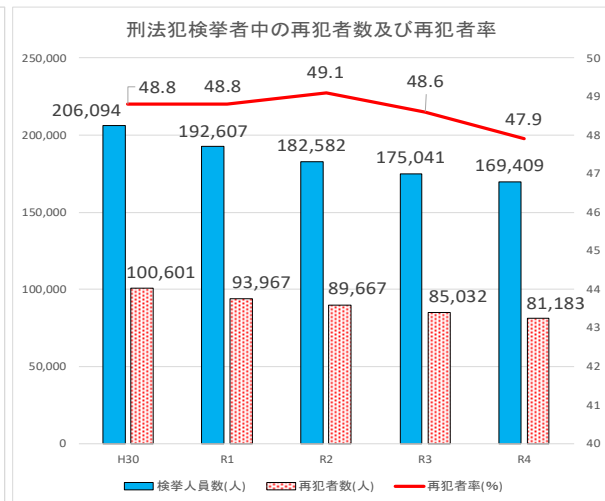
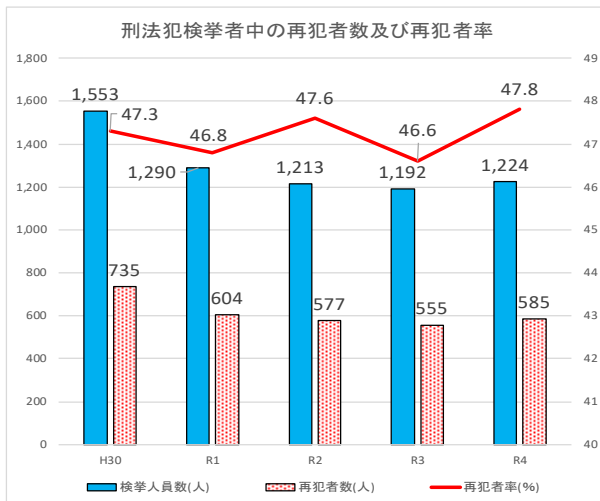
全国	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数(件)	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559	614,231	568,104	601,331
検挙件数(件)	394,121	370,568	357,484	337,066	327,081	309,409	294,206	279,185	264,485	250,350
検挙人員(人)	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094	192,607	182,582	175,041	169,409
検挙率(%)	30.0	30.6	32.5	33.8	35.7	37.9	39.3	45.5	46.6	41.6

注 情報提供元：宮崎県警察本部

注 情報提供元：警察庁

#### (2) 刑法犯検挙者中の再犯者の推移(全体)

- ・検挙人員数は減少傾向にあるものの、再犯者の占める割合は40%超と横ばいである。



刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率

県内	H30	R1	R2	R3	R4
検挙人員数(人)	1,553	1,290	1,213	1,192	1,224
再犯者数(人)	735	604	577	555	585
再犯率(%)	47.3	46.8	47.6	46.6	47.8

注 情報提供元：宮崎県警察本部

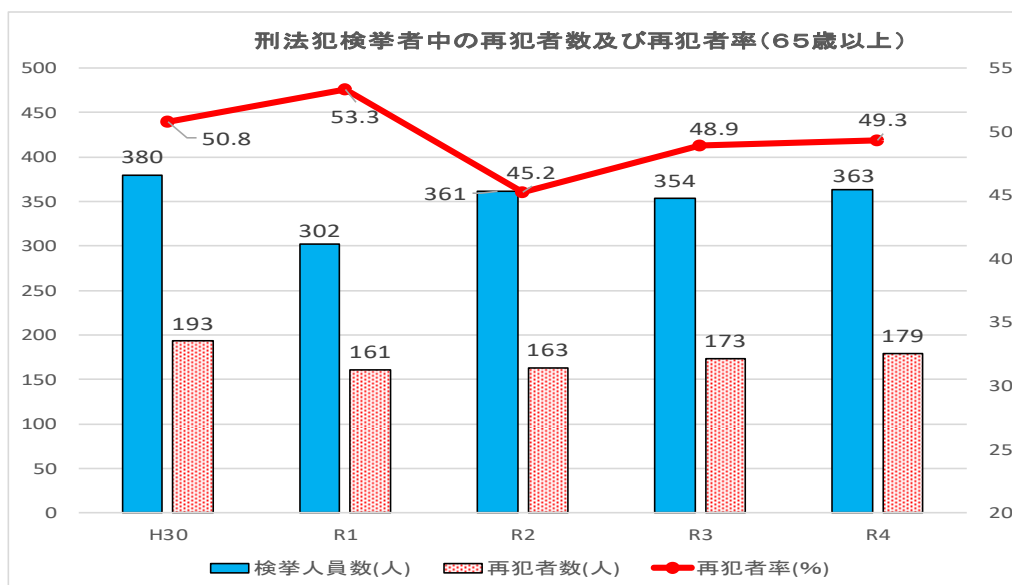
刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率

全国	H30	R1	R2	R3	R4
検挙人員数(人)	206,094	192,607	182,582	175,041	169,409
再犯者数(人)	100,601	93,967	89,667	85,032	81,183
再犯率(%)	48.8	48.8	49.1	48.6	47.9

注 情報提供元：法務省

### (3) 刑法犯検挙者中の再犯者の推移（65歳以上）※犯行時、以下同じ

- ・令和4年の再犯率は、約50%となっている。



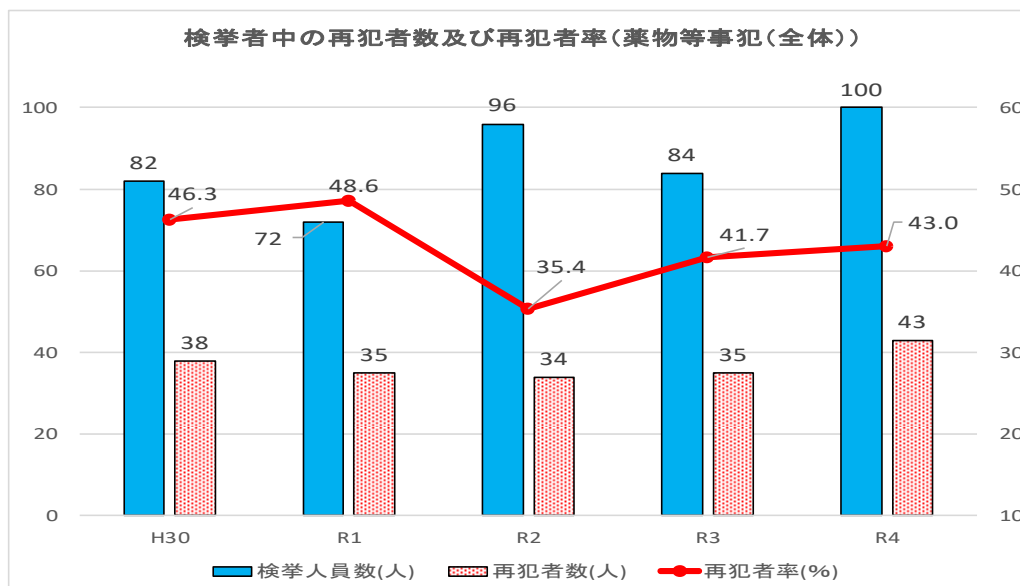
刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（65歳以上）

県内	H30	R1	R2	R3	R4
検挙人員数(人)	380	302	361	354	363
再犯者数(人)	193	161	163	173	179
再犯者率(%)	50.8	53.3	45.2	48.9	49.3

注 情報提供元：宮崎県警察本部

### (4) 再犯者の推移（薬物事犯（全体））

- ・再犯者数は、ほぼ横ばいであるが、令和4年は微増となっている。



刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（薬物事犯（全体））

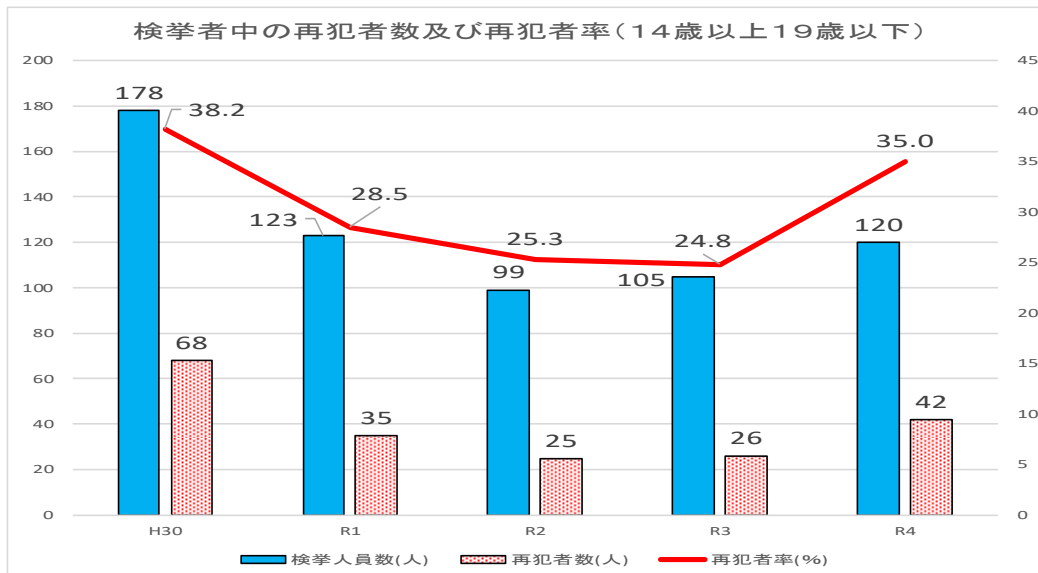
県内	H30	R1	R2	R3	R4
検挙人員数(人)	82	72	96	84	100
再犯者数(人)	38	35	34	35	43
再犯者率(%)	46.3	48.6	35.4	41.7	43.0

注 情報提供元：宮崎県警察本部

(5) 刑法犯検挙者中の再犯者の推移（14歳以上19歳以下）

※犯行時、以下「19歳以下」という。

- ・ 検挙人員数は、減少傾向にあるものの、ここ4か年の再犯率の割合は30%前後で推移している。



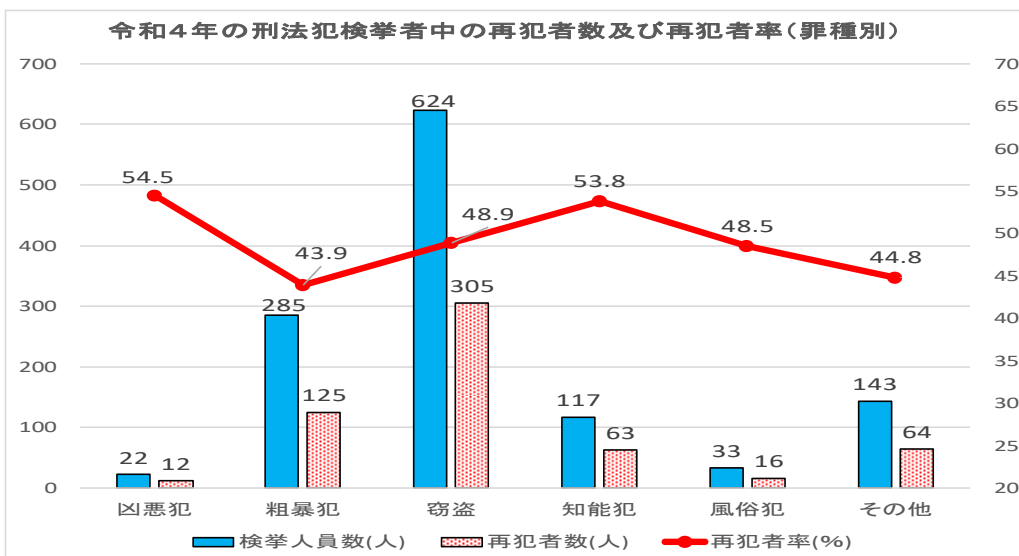
刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（14歳以上19歳以下）

県内	H30	R1	R2	R3	R4
検挙人員数(人)	178	123	99	105	120
再犯者数(人)	68	35	25	26	42
再犯者率(%)	38.2	28.5	25.3	24.8	35.0

注 情報提供元：宮崎県警察本部

(6) 令和4年の刑法犯検挙者中の再犯者数（罪種別）

- ・ 窃盗犯の検挙人員数、再犯者数が最も多く、再犯率も50%近くある。



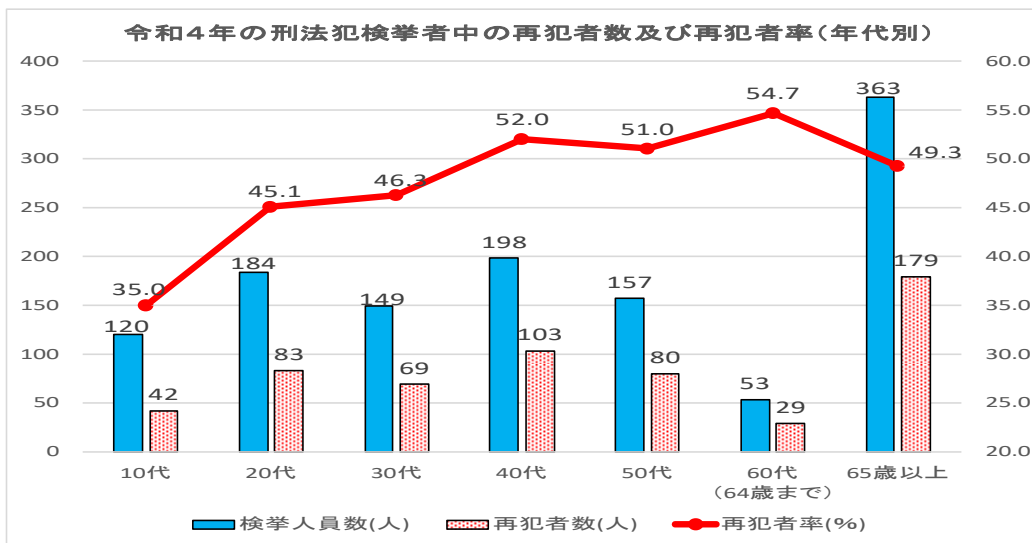
令和4年の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（罪種別）

県内	凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他
検挙人員数(人)	22	285	624	117	33	143
再犯者数(人)	12	125	305	63	16	64
再犯者率(%)	54.5	43.9	48.9	53.8	48.5	44.8

注 情報提供元：宮崎県警察本部

(7) 令和4年の刑法犯検挙者中の再犯者数（年代別）※犯行時

・10代を除く、どの年代においても、再犯率が50%前後となっている。



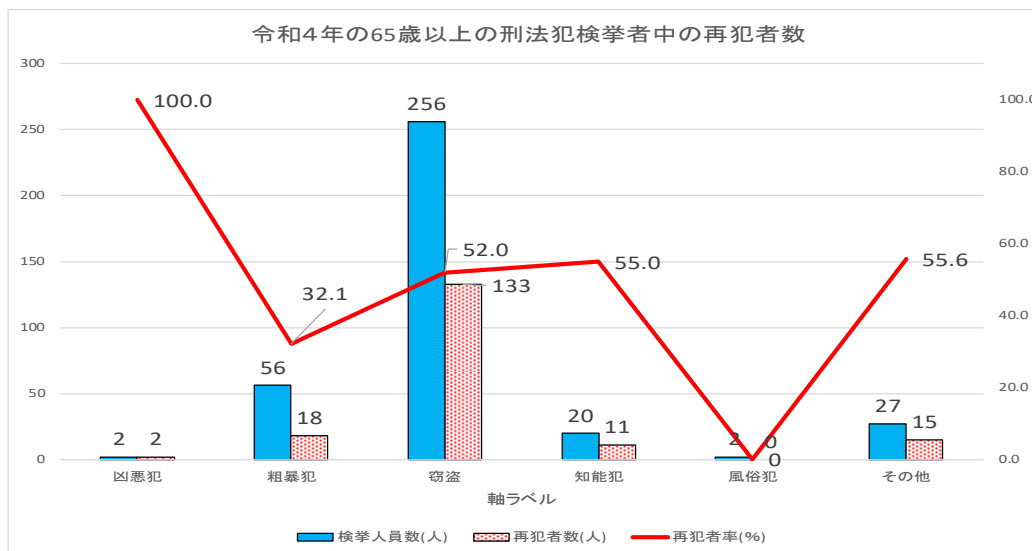
令和4年の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（年代別）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代 (64歳まで)	65歳以上
検挙人員数(人)	120	184	149	198	157	53	363
再犯者数(人)	42	83	69	103	80	29	179
再犯率(%)	35.0	45.1	46.3	52.0	51.0	54.7	49.3

注 情報提供元：宮崎県警察本部

(8) 令和4年の65歳以上の刑法犯検挙者中の再犯者数

・65歳以上の高齢層の検挙人員の約70%（256名）が窃盗による検挙であり、再犯者数、再犯率ともに窃盗が最も多い。



令和4年の65歳以上の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（罪種別）

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他	計
検挙人員数(人)	2	56	256	20	2	27	363
再犯者数(人)	2	18	133	11	0	15	179
再犯率(%)	100.0	32.1	52.0	55.0	0	55.6	

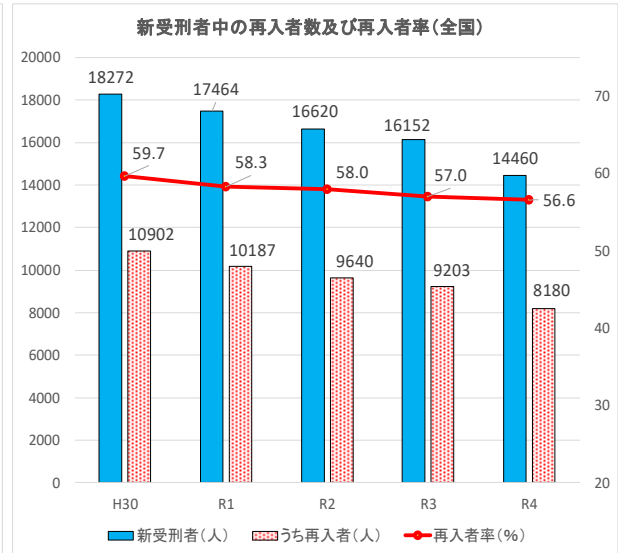
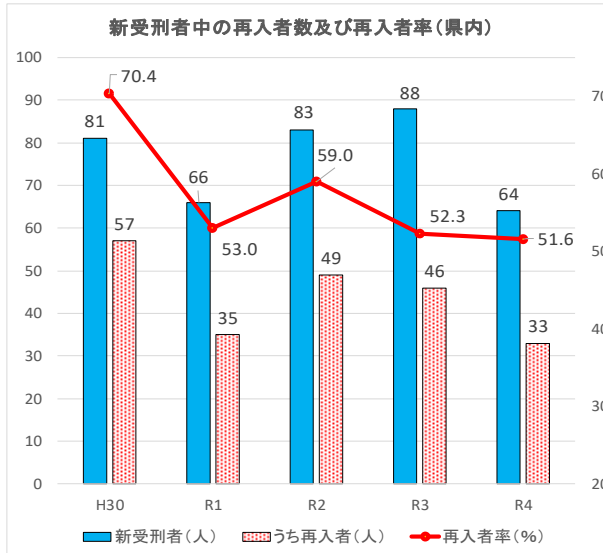
※65歳以上の検挙人員数のうち、窃盗犯の占める割合・・・70.5%

注 情報提供元：宮崎県警察本部

## 第2 矯正施設における入所者等の状況

### (1) 再入者（入所回数が2回以上の者）の状況

・過去5カ年ともに50%を超えているが、全国平均よりも5%低い数値となっている。



県内	H30	R1	R2	R3	R4
新受刑者(人)	81	66	83	88	64
うち再入者(人)	57	35	49	46	33
再入者率(%)	70.4	53.0	59.0	52.3	51.6

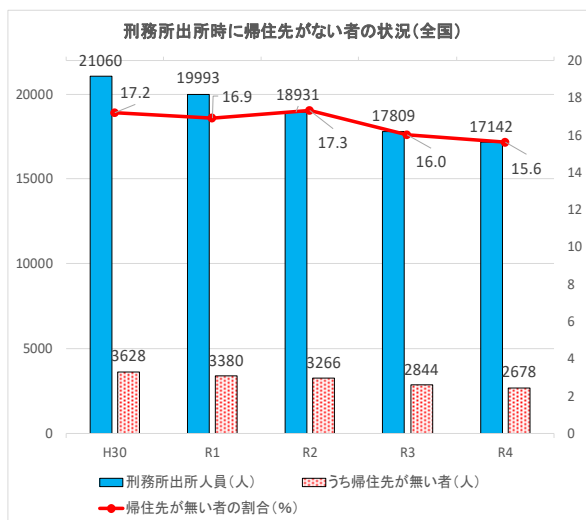
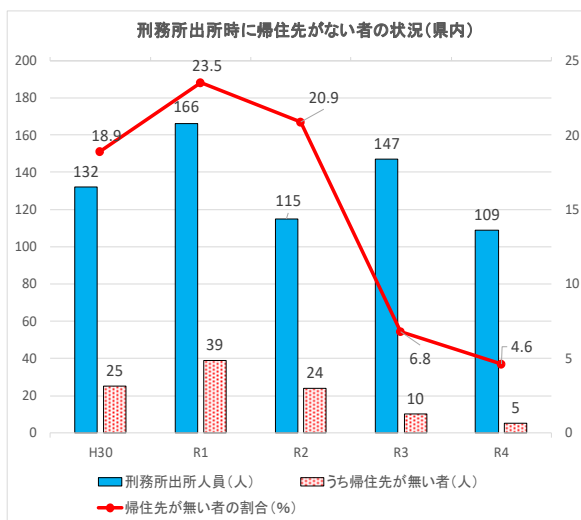
注 情報提供元：法務省

全国	H30	R1	R2	R3	R4
新受刑者(人)	18272	17464	16620	16152	14460
うち再入者(人)	10902	10187	9640	9203	8180
再入者率(%)	59.7	58.3	58.0	57.0	56.6

注 情報提供元：法務省

### (2) 刑務所出所時に帰住先が無い者の状況

・当県においては、約5%から約25%程度の出所者が出所時に帰住先が無い状況にある。過去4年間は、帰住先がない者は減少傾向となっており、令和4年度は全国平均よりも10%以上も低い数値となっている。



県内	H30	R1	R2	R3	R4
刑務所出所人員(人)	132	166	115	147	109
うち帰住先が無い者(人)	25	39	24	10	5
帰住先が無い者の割合(%)	18.9	23.5	20.9	6.8	4.6

注 情報提供元：法務省

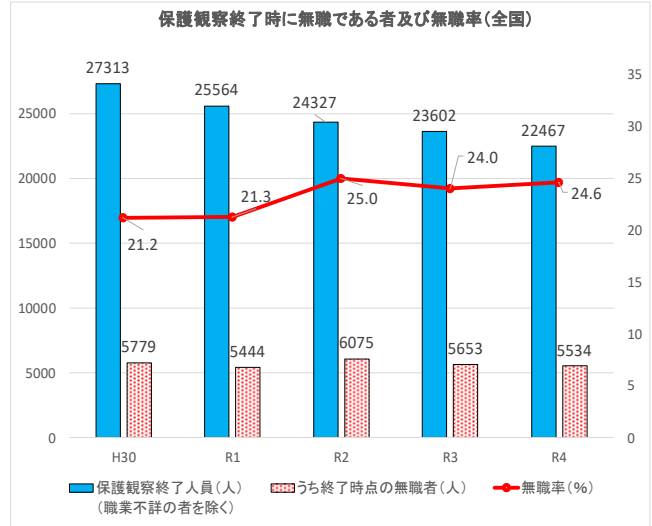
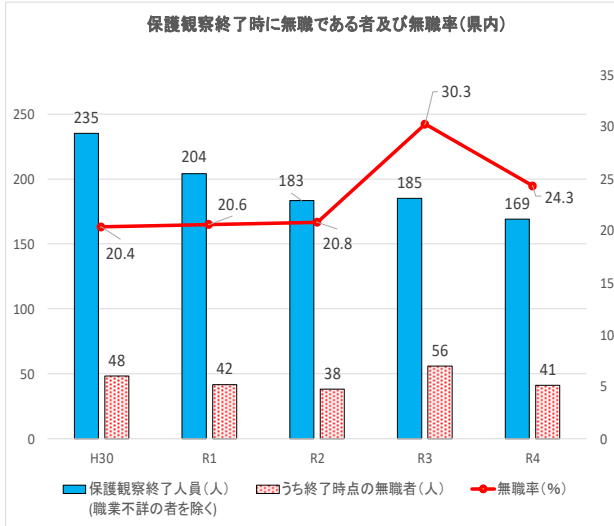
全国	H30	R1	R2	R3	R4
刑務所出所人員(人)	21060	19993	18931	17809	17142
うち帰住先が無い者(人)	3628	3380	3266	2844	2678
帰住先が無い者の割合(%)	17.2	16.9	17.3	16.0	15.6

注 情報提供元：法務省

### 第3 更生保護に関わる状況

#### (1) 保護観察終了時に無職である者及び無職率

- ・ 20%超の保護観察終了者が保護観察終了時に職に就いていない状況にある。



県内	H30	R1	R2	R3	R4
保護観察終了人員(人) (職業不詳の者を除く)	235	204	183	185	169
うち終了時点の無職者(人)	48	42	38	56	41
無職率(%)	20.4	20.6	20.8	30.3	24.3

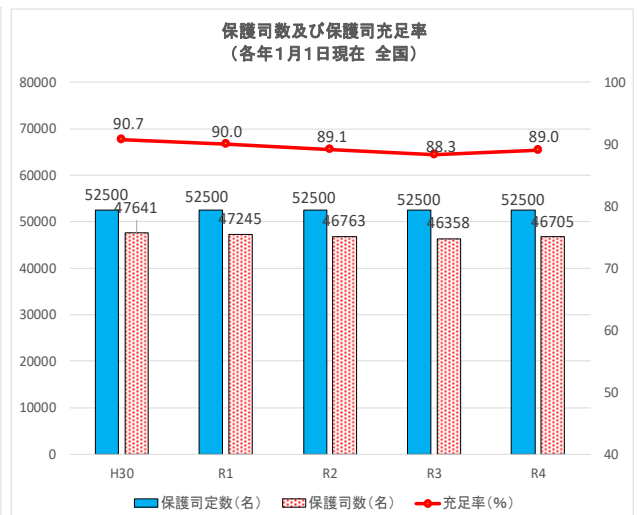
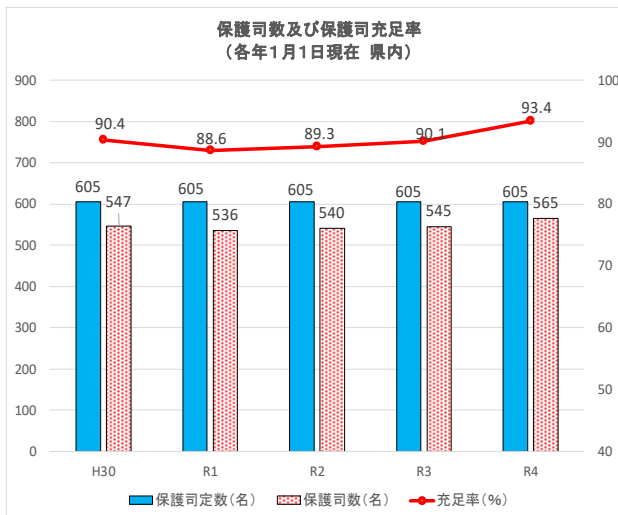
注 情報提供元：法務省

全国	H30	R1	R2	R3	R4
保護観察終了人員(人) (職業不詳の者を除く)	27313	25564	24327	23602	22467
うち終了時点の無職者(人)	5779	5444	6075	5653	5534
無職率(%)	21.2	21.3	25.0	24.0	24.6

注 情報提供元：法務省

#### (2) 保護司数、保護司充足率

- ・ 保護司数及び保護司充足率は、当県では近年わずかに増加し、全国平均を上回っているものの、全国平均と同様に定数を下回る状況が続いている。



県内	H30	R1	R2	R3	R4
保護司定数(名)	605	605	605	605	605
保護司数(名)	547	536	540	545	565
充足率(%)	90.4	88.6	89.3	90.1	93.4

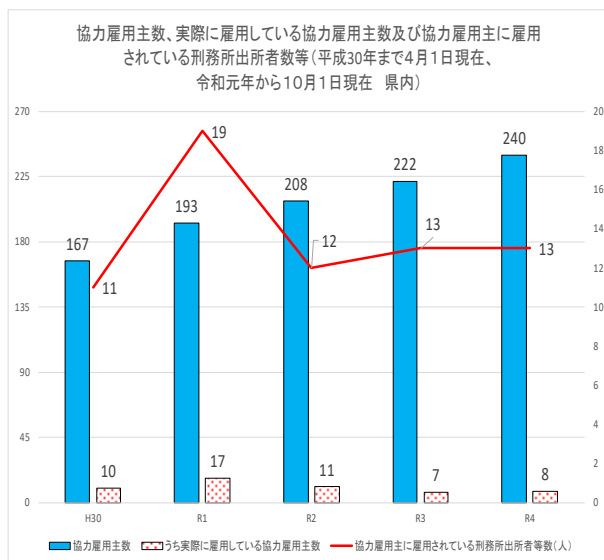
注 情報提供元：宮崎保護観察所

全国	H30	R1	R2	R3	R4
保護司定数(名)	52500	52500	52500	52500	52500
保護司数(名)	47641	47245	46763	46358	46705
充足率(%)	90.7	90.0	89.1	88.3	89.0

注 情報提供元：法務省

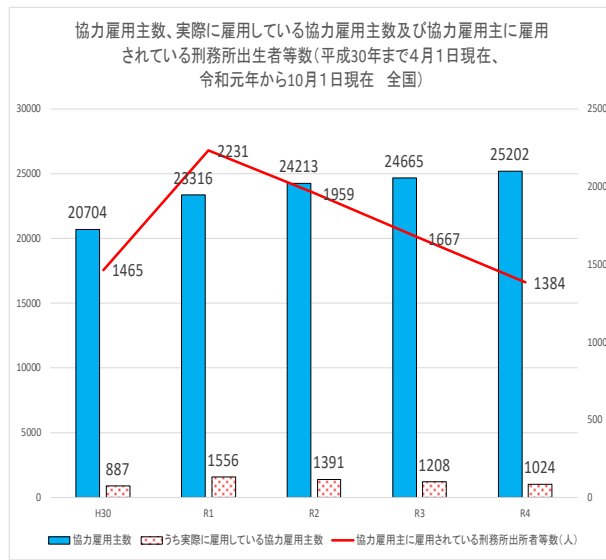
### (3) 協力雇用主数、雇用している協力雇用主数等

- ・ 協力雇用主登録数は年々増加しているものの、過去5年間で実際に犯罪をした人等を雇用している協力雇用主数は、10%以下となっている。



県内	H30	R1	R2	R3	R4
協力雇用主数	167	193	208	222	240
うち実際に雇用している協力雇用主数	10	17	11	7	8
協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数(人)	11	19	12	13	13

注 情報提供元：宮崎保護観察所



全国	H30	R1	R2	R3	R4
協力雇用主数	20704	23316	24213	24665	25202
うち実際に雇用している協力雇用主数	887	1556	1391	1208	1024
協力雇用主に雇用されている刑務所出生者数(人)	1465	2231	1959	1667	1384

注 情報提供元：法務省

### 第3章 施策の推進

#### 【基本方針】

令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画では、「犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員とすることができるよう、あらゆる者と共に進む『誰一人取り残さない』社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること」とされています。

本県においても、宮崎県総合計画2023アクションプラン(令和5年6月策定)、地域福祉支援計画第4期計画(令和3年3月策定)に掲げているとおり、年齢や性別、心身障がいの有無といった属性にとらわれることなく、一人ひとりが自分らしく生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指しています。

このため、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進し、県民の犯罪被害の防止を図り、県民誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく安心して生きていくことができる地域共生社会の実現を基本理念とし、次の重点課題に取り組みます。

- 1 国、市町村及び関係団体との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 4 非行の防止等
- 5 特性に応じた効果的な支援のための取組
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

また、国の第二次再犯防止推進計画では、国と地方公共団体の役割が以下のように整理されおり、本県においても、この方針を踏まえながら、国・市町村と連携して再犯防止に取り組むこととします。



## 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

### II 第6 2 地方公共団体との連携強化等

#### （1）国と地方公共団体の役割

国と地方公共団体は、それぞれ以下の役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進する。

##### ① 国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。

加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

##### ② 都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

##### ③ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

## 第1 国、市町村及び関係団体との連携強化

### 【現状と課題】

犯罪をした者等の更生に資する支援及びそれに関連する支援は、国はもとより、県、市町村、民間団体等において、様々な形で実施されています。

しかしながら、直接的に犯罪をした者等への更生に資する目的のために実施している支援を除き、司法手続を離れた者に対する支援は、多くの場合において、一般住民を対象として提供されているサービス等を通じて行われるため、自治体の各窓口をはじめ、医療機関や高齢者・障害者等への福祉サービスを提供する福祉関係機関などの関係者が、当該事業が犯罪をした者等の更生へ資する取組であるとの意識が比較的薄い状況にあります。

犯罪を起こした者等が円滑に日常生活や社会生活を取り戻すためには、地域で様々なサービスを提供する機関が、犯罪をした者等が住民の一員として安定した生活を送ることができる環境を作るという意識のもと、連携してそれぞれの取組を進めて行く必要があります、そのためには関係者が一堂に会して情報交換を行い、ネットワーク化を促す「場」を定期的に設ける必要があります。

また、県内市町村における再犯防止推進計画は、令和4年度末で15市町村が策定済と一定程度策定が進んできているものの、未策定の団体も存在しています。

### 【国機関等の取組】

国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）では、重点課題に、新たに「地域における包摂を推進するための取組」を追加し、国は地方公共団体との連携の強化や更生保護に関する知見や情報の提供を行うとされています。

宮崎保護観察所では、“社会を明るくする運動”宮崎県推進委員会事務局として関係機関と共に犯罪をした者等の更生の理解促進を図っているほか、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を踏まえた宮崎県地域

支援連絡協議会を開催しています。

### 【県の取組】

県としては、国の第二次再犯防止推進計画で整理された国・都道府県・市町村の役割分担を踏まえながら、これまでそれぞれが取り組んできた事業内容や情報を共有化し、連携を図ることで、それぞれの取組が、再犯防止の推進に資する実効性のあるものとなるよう、以下の事項に取り組めます。

- ① 宮崎県再犯防止連絡協議会を開催し、関係団体等との情報交換や情報共有、本計画の進捗状況の検証・評価、さらには今後の取組の方向性について、意見交換を行います。【福祉保健課】
  
- ② 県庁内の関係部局間の情報交換・情報共有を図るため、県庁内で庁内連絡調整会議を定期的で開催し連携を図ります。【福祉保健課】
  
- ③ 再犯防止推進や更生保護に関する国の施策のほか、各自治体の取組状況等の情報を県内市町村に提供するとともに、再犯防止推進計画未策定の市町村に対し、策定を促していきます。【福祉保健課】
  
- ④ 各年の犯罪の特徴や動向を分析し、刑法及び特別法犯の検挙件数等の数値をとりまとめ統計化（犯罪統計）し、必要な情報を関係部局に提供します。  
【警察本部刑事企画課】
  
- ⑤ 宮崎保護観察所や宮崎地方検察庁など、再犯防止を推進する国の関係機関が開催する会議等に、主催者からの要請やケースに応じて、可能な限り参加し連携を図ります。【全部局】

## 第2 就労・住居の確保

### (1) 就労の確保

#### 【現状と課題】

令和4年以内に保護観察を終了した者は169名であり、そのうち、保護観察終了後、無職者である者は41名（無職率24.3%）でした。

犯罪をした者等が再び犯罪に手を染めないようにするためには、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

#### 【国機関等の取組】

宮崎刑務所では、退所後の就労に資する資格及び技能を習得するための職業訓練を行っており、造園技能士3級や玉掛けなどの国家資格の取得やそれに伴う必要な基礎的知識の習得のための職業訓練・指導を行っているほか、公共職業安定所（ハローワーク）などの協力を得て、就職指導などを行い出所後の円滑な就労につないでいます。

宮崎保護観察所では、矯正施設退所者等を雇用し改善更生に協力する民間事業者（協力雇用主（令和4年4月現在240社））の開拓・確保に努めているほか、矯正施設退所者等が退所後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため就労奨励金の交付を行っています。また、事業主が矯正施設退所者等を雇用するに当たっての不安や負担軽減を図るため、矯正施設退所者等が業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度を実施しています。

## 【県の取組】

犯罪をした者等を効果的な就労支援につなげていくためには、国との連携強化が必要不可欠であるため、県としては、国の矯正・更生保護それぞれの機関が実施する就労支援関係の会議等に、以下の取組を実施する担当部署の職員が参加するなどして、情報の提供・共有化を図りながら就労支援の強化に努めていきます。

- ① 各地域の生活困窮者自立支援相談窓口や地域生活定着支援センターを通じて、生活困窮者、障がい者、高齢者に対し円滑な就労支援を実施します。【福祉保健課】
- ② 障害者就業・生活支援センターの運営や「ふれあい合同面接会」の実施を通じて、企業と障がい者とのマッチングを行いながら、障がい者の就労支援を行います。【障がい福祉課】
- ③ 若年層の職場定着やキャリアアップなどの就労支援を行うとともに、公共職業訓練を通じて離職者等の再就職促進を図ります。また、求職者と県内の企業のマッチングの場として県内外にて就職説明会を開催します。【雇用労働政策課】
- ④ 国の機関が実施する様々な就労支援関係の会議に、主催者からの要請やケースに応じて参加し、情報の提供・共有化に努めていきます。【関係各課】

## (2) 住居の確保

### 【現状と課題】

令和4年において、本県出身者で、刑務所を出所した者は109名であり、そのうち、帰住先が決まっていない者は5名(4.6%)でした。

矯正施設退所時に適当な帰住先がないまま釈放された者の多くは、不安定な生活

環境に置かれていることがあり、再び犯罪に手を染めるケースもあることから、釈放前に退所後の住居を確保することが重要です。

### 【国機関等の取組】

宮崎保護観察所では、更生保護施設（更生保護法人みやざき青雲）において住居が無かったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい矯正施設退所者等を受け入れて、宿泊場所や食事の提供や社会復帰のための就職援助、生活相談等を行っているほか、民間法人・団体等に委託して自立準備ホームを設置し、矯正施設退所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導等を行っています。

国では、平成 29 年 10 月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号）を改正して、住宅要確保配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や「セーフティネット住宅情報提供システム」による情報提供を実施するなど、新たな「住宅セーフティネット制度」を創設しており、法務省においては、この制度を活用し、犯罪をした者のうち住宅確保要配慮者の要件に該当する者に対して、個別の事情に応じて、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施しています。

## 【県の取組】

犯罪をした者等の住居の迅速な確保と生活の安定化を図るため、以下の取組を引き続き実施するとともに、関係部局と連携しながら国の機関等へ必要な情報等の周知を行います。

- ① 生活保護制度の利用・促進を図るとともに、生活困窮者等を県の福祉事務所や市町村の生活保護、生活困窮者自立相談支援窓口に円滑につなげていけるよう取り組んでいきます。【福祉保健課（一部再掲）】
  
- ② 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で県営住宅を提供します。  
【建築住宅課】
  
- ③ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」や入居に関する相談等を行う「居住支援法人」の情報提供を行い、住宅確保要配慮者の安定した住まいの確保に努めます。【建築住宅課】

### 第3 保健医療・福祉サービスの利用促進

#### 【現状と課題】

令和4年の県内の刑法犯の検挙人員数1,224名のうち、65才以上の高齢層の検挙人員数は363名で約30%を占めており、65歳以上の高齢層の検挙人員の約70%（256名）が窃盗による検挙となり、殺人や強盗などの凶悪な犯罪での検挙人員は2人となっています。また、再犯者は179名であり65歳以上の検挙人員の約49%を再犯者が占めている状況です。

さらに、令和4年の覚醒剤や大麻などの薬物事犯の検挙人員数は100名であり、そのうち再犯者は43名と再犯率は4割超となっている状況です。

犯罪をした者のうち、医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障がいのある者、薬物事犯者が、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないこと等により、支援が十分に行き届かず、再犯につながっているケースがあります。

#### 【国の機関等取組】

宮崎刑務所では、所属する社会福祉士などが中心となって、宮崎保護観察所や県地域生活定着支援センターなどの関係機関の協力を得て、出所する高齢又は障がいのある受刑者を円滑に福祉サービスにつなげるよう努めています。また、市町村の福祉担当部署に対し、刑務所での福祉的取組等について説明会を実施しています。さらに、刑務官などの刑務所職員が認知症サポーター養成講座を受講したり、介護施設への見学・実習などを行っています。

宮崎地方検察庁では、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢や障がいにより、医療・福祉サービスにつなげて支援を行うことが適当と認められる者について、宮崎保護観察所などの関係機関と連携を図り、受入れ施設の斡旋や住居の確保、就労支援などの福祉的支援（いわゆる「入口支援」）を実施しています。

さらに、平成30年10月から、宮崎県社会福祉士会と協定を締結し、社会福祉士の助言等を得られる体制を整備し、福祉的支援につなぐ取組を行っています。



宮崎保護観察所においては、矯正施設退所予定である高齢又は障がいのある者で帰住先が無い者を「特別調整対象者」として、県地域生活定着支援センターと協力しながら、これらの者の希望する帰住先や、必要とされる支援等を検討し、帰住希望先の保護観察所や地域生活定着支援センターへつなぐ取組をしています。

## 【県の取組】

### ○ 県地域生活定着支援センターを中心とした福祉・医療支援との連携体制の構築

県のそれぞれの保健医療・福祉担当部署が実施している以下の取組を引き続き実施するとともに、県や国の取組の内容等を、県地域生活定着支援センターが中心となり、県庁内外でのセミナーや会議の開催等を通じて情報提供・共有化しながら、国の機関や関係団体との連携強化を図っていきます。

- ① 宮崎県地域生活定着支援センターの設置・運営を通して、国の刑事司法機関等と連携し、高齢や障がいを抱えている矯正施設退所予定者が円滑に必要な福祉・医療サービスが受けられるよう支援します。【福祉保健課】
- ② 宮崎県地域生活定着支援センターにおいて、刑事司法手続の入口に段階にある被疑者・被告人等で、高齢等の理由により司法手続終了後も自立した生活が困難であることが見込まれる方に対する被疑者等支援（いわゆる「入口支援」）を行います。【福祉保健課】
- ③ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用手続の援助や金銭管理サービス等を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援します。【福祉保健課】

- ④ 低所得者や障がい者、高齢者に対し、低利又は無利子の資金貸付と相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲を促すよう支援します。

**【福祉保健課】**

- ⑤ 生活保護制度の利用・促進を図るとともに、生活困窮者等を県の福祉事務所や市町村の生活保護、生活困窮者自立相談支援窓口に円滑につなげていけるよう取り組んでいきます。**【福祉保健課（再掲）】**

- ⑥ 保健所及び精神保健福祉センターに相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行います。また、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者及びその家族に対し、専門医による個別相談や依存症家族教室を実施します。

**【薬務対策課】**

- ⑦ 対応困難な高齢者虐待事案について、高齢者虐待対応専門チームを派遣し、必要に応じて保健医療・福祉サービスにつなぐなど、市町村や地域包括支援センターが取り組む高齢者の権利擁護業務を支援します。

**【長寿介護課医療・介護連携推進室】**

- ⑧ 市町村や地域包括支援センター職員を対象とした虐待防止及び成年後見制度の利用に関する研修などを実施することで、必要に応じて保健医療・福祉サービスにつなぐ体制整備を促進するとともに、高齢者権利擁護に関する普及・啓発のため、県民への出前講座等を実施します。

**【長寿介護課医療・介護連携推進室】**

- ⑨ 若年性認知症支援コーディネーターを配置し、相談窓口を設置することにより、若年性認知症の人やその家族の方が、医療・福祉・就労の総合的な支援をワンストップで受けられる支援体制を構築します。

【長寿介護課医療・連携推進室】

- ⑩ 思春期精神保健及びアルコール等の依存症等に関する総合的な相談指導を行うことにより、こころの健康の保持増進及び関連問題の発生予防と早期発見等を図ります。また、精神保健に関する知識の普及等により、精神障がいに対する理解の促進や県民のこころの健康の保持増進を図ります。【障がい福祉課】

- ⑪ アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症患者及び家族の地域におけるニーズに総合的に対応することを目的として、地域支援体制の整備や相談窓口の設置（精神保健福祉センターが相談拠点）、依存症支援者研修を実施します。

【障がい福祉課】

- ⑫ 18歳以上の身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい含む。）、難病のある人を対象に、地域移行支援や地域定着支援を行うとともに、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人や、その保護者などからの相談に対応し、必要な情報提供を行います。【障がい福祉課】

- ⑬ 「母子家庭等自立支援センター」を設置し、就業情報の提供や就業相談、就業に有益な講習会の実施、自立支援プログラム策定等事業等を実施することにより、母子家庭の母等の就業を支援し、経済的自立を促進します。【こども家庭課】

- ⑭ 父又は母と生計を同じくしていない児童等を監護・養育している者等に手当を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。【こども家庭課】

⑮ 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。【こども家庭課】

⑯ 児童相談所にて、児童に関する各種相談に応じ、専門的な調査、心理判定又は一時保護等の適切な措置をとり、児童福祉の増進を図ります。

【こども家庭課】

#### ○ 保健医療・福祉機関・団体の職員等に対する再犯防止に関する研修の実施

犯罪をした者等への保健医療・福祉的な支援を実施するに当たっては、民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉法人等の職員の方など、地域の福祉活動を展開する方々の協力が重要です。このため、以下の県の取組で実施する研修等を活用しながら、犯罪をした者等に対する偏見の解消や福祉的支援の在り方等について、国の機関の職員や学識経験者など再犯防止に関わる人を講師として招聘するなどして、再犯防止対策の重要性を周知します。

① 地域福祉を支える人材（地域福祉コーディネーター）を活用して、関係機関等が連携して、地域における助け合い（共助）と様々な福祉サービス等を適切に組み合わせることにより、地域の持つ生活支援機能を高め、住民が共に支え合う仕組みづくりを推進します。【福祉保健課】

② 地域社会における民生委員・児童委員としての役割やコミュニケーション、相談援助の基本を再確認するための研修を実施します。【福祉保健課】

## 第4 非行の防止等

### 【現状と課題】

令和4年の少年（19歳以下）の刑法犯の検挙人員数は120名であり、第2章第1（5）のとおり、過去5年間の推移を見てみると、検挙人員数については減少傾向にあります。令和4年の再犯者は42名で再犯者率は3割以上を占めることから、少年の再犯（非行）防止対策を推進していくことは重要です。

また、近年の少年非行には、コミュニケーション能力の不足や家庭や地域社会の教育機能の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関・団体とより一層の連携強化を図りながら、社会全体で取り組むことが必要です。

### 【国機関等の取組】

宮崎少年鑑別所では、家庭裁判所の求めにより、観護措置を執られて収容した者に対して、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上の問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示す業務を担っています。

また、そうした専門的知識及び技術を生かし、地域の方々や関係機関の相談・依頼を受け付け、問題を抱えた少年等に対して検査や面接等を実施して、保護者等に効果的な働きかけ方の助言等を行ったり、本人に各種プログラムや法教育的指導を行ったりしています。その取組の例としては、宮崎県警察との間で「宮崎少年鑑別所と宮崎県警察の少年の立ち直り支援活動に関する協定」を締結し、宮崎県警が実施している少年への支援活動に対して、少年鑑別所の専門性をもって連携できるような体制を構築しています。

## 【県の取組】

県では、児童福祉担当部局や教育委員会、警察本部が連携しながら、青少年の健全育成への理解と関心を深めるための普及啓発活動やボランティア団体など民間団体等と連携した非行少年の社会奉仕活動の参加などによる再非行の防止に取り組んでいます。

また、児童相談所の運営や電話相談の開設などを通じて、子ども自身のみならず、家族等子どもに関わる全ての方々が抱える子どもに関する様々な悩みに応じた支援もしているところです。

県においては、児童福祉、教育、警察それぞれの分野において、青少年の健全育成や非行防止に向け、県・市の関係部署をはじめ、ボランティア団体などの関係団体が参加する会議等を実施していることから、県がこれらの会議等を開催する場合には、宮崎保護観察所や宮崎少年鑑別所などの国の機関の担当職員を積極的に招聘するなどして、以下の取組を引き続き実施することはもとより、これらの取組の内容や少年非行防止に取り組む民間団体の活動等についての情報の提供・共有化を図りながら、連携強化に努めていきます。

- ① 乱用される薬物や薬物依存症に関する正しい知識の普及を図るため、学校等における薬物乱用防止教室の開催や地域イベントでの普及啓発活動を行います。

### 【薬務対策課】

- ② 「青少年非行防止県民総ぐるみ運動」の期間中（7～8月）における県及び市町村等の非行防止の取組や、「家庭の日」「少年の日」ポスターコンクール等により、県民の青少年健全育成への理解と関心を高めます。【こども家庭課】

③ 児童相談所にて、児童に関する各種相談に応じ、専門的な調査、心理判定又は一時保護等の適切な措置をとり、児童福祉の増進を図ります。

【こども家庭課（再掲）】

④ 子ども・若者総合相談センター「わかば」を運営し、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者に対する相談対応などの支援を行います。【こども家庭課】

⑤ 「生徒指導・学校安全担当者会」を開催し、生徒指導及び学校安全に関する諸問題の解決方策について、情報の共有化を図ることによって、相互の連携を深め、生徒指導及び学校安全の充実を図るとともに、指導者としての資質の向上を図ります。【教育庁人権同和教育課】

⑥ 「行動連携推進協議会」を開催し、少年非行防止及び健全育成等に係る取組の推進に当たり、その充実を図るための方策について、関係機関と協議を深めることを通して、児童生徒等の健全育成の向上を図ります。

【教育庁人権同和教育課】

⑦ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置について、配置時数の増加を含めた体制の充実に努めます。【教育庁人権同和教育課】

⑧ 「24時間子供SOSダイヤル」や、「宮崎県子どもSNS相談」、電子メールによる「ひなた子どもネット相談」など、児童生徒や保護者が多様な手段で相談することができるよう、各教育相談窓口の積極的な運用を行います。

【教育庁人権同和教育課】

⑨ 過去に非行を犯し、問題を抱える少年を支援対象少年として指定し、少年警察ボランティア等と連携しながら、スポーツ活動や農業体験等を通じての生産体験活動、清掃等の社会奉仕活動等を共同して行うことによって、少年の「居場所」を確保するとともに、社会に溶け込もうとする意欲を醸成し、立ち直りを支援することで再非行防止を図ります。【警察本部生活安全少年課】

⑩ 「少年サポートセンター」に配置された少年補導職員やスクールサポーターを中心として、少年補導員等の少年警察ボランティアと連携しながら、不良行為少年の補導、少年相談の受理及び処理、被害少年の保護及び継続支援、非行防止等の広報啓発活動などを通じて、総合的な少年非行防止対策を実施します。

【警察本部生活安全少年課】

⑪ 県内の小中学校、高等学校に赴き、問題を抱える児童生徒、当該児童生徒の保護者、学校関係者に対する指導、助言等を行うスクールサポーター制度を運用し、学校や家庭、地域と連携を図りながら、知識と経験を活かした効果的な非行防止・被害防止教育の実現を推進します。【警察本部生活安全少年課】



## 第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導及び支援等

### 【現状と課題】

令和4年の県内の刑法犯の検挙人員数は1,224名であり、このうち凶悪犯(殺人、強盗、放火、強制性交等)は22名、粗暴犯は(凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝)は285名、窃盗犯は624名、知能犯(詐欺、横領、偽造、汚職、背任)は117名、風俗犯(賭博、強制わいせつ、公然わいせつ等)は33名でした。

再犯防止のための指導や支援等を効果的に行うためには、対象者一人一人の経歴や様々な特性等の、対象者の背景を理解した上で、それぞれが抱える課題等を把握し、その人にとって適切な改善指導や相談対応などの支援が重要です。

また、犯罪をした者等の年齢や技能などに着目し、それぞれの特性に応じた就労はもとより、社会貢献活動への参加を促進させる取組を実施していくことも重要です。

さらには、犯罪被害者自身への被害直後からの総合的な支援を実施することも必要です。

### 【国機関等の取組】

宮崎刑務所では、暴力性の高い人、薬物事犯や窃盗犯、アルコール依存症、暴力団関係者などの受刑者のそれぞれの特性を踏まえた改善指導を関係団体と協力して行っています。また、退所後の就労に資する資格及び技能を習得するための職業訓練を実施し、造園技能士3級や玉掛けなどの国家資格の取得やそれに伴う必要な基礎的知識の習得のための職業訓練・指導を行っています。

宮崎保護観察所では、性犯罪を繰り返し起こす傾向のある保護観察対象者や薬物依存症である仮釈放者等に対して、認知行動療法を基礎とした改善指導を行っています。

## 【県の取組】

県においてはこれまでも、知事部局、教育委員会、警察本部において薬物、性犯罪者、暴力団離脱希望者などへそれぞれの事案に応じた指導や支援、また、県民が抱えている様々な悩みや困りごとに応じた相談体制を構築しているほか、県民全体での社会貢献活動への参加促進や犯罪被害者に対する各種支援を実施しています。

県では、国の再犯防止施策と連動しながら、これまでの取組を引き続き実施していきます。

### ○ 特性に応じた指導・支援

#### ・薬物依存者等

これまでの以下の取組と合わせ、国の関係機関はもとより、保健・医療・福祉機関や薬物依存症等の支援活動を行っている関係団体との連携体制を構築（強化）し、薬物依存症やアルコールなどの依存者への支援の充実化に努めます。

#### 【薬務対策課、障がい福祉課】

- ① 保健所及び精神保健福祉センターに相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行います。また、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者及びその家族に対し、専門医による個別相談や依存症家族教室を実施します。

#### 【薬務対策課（再掲）】

- ② アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症患者及び家族の地域におけるニーズに総合的に対応することを目的として、地域支援体制の整備や相談窓口の設置（精神保健福祉センター）、依存症支援者研修を実施します。

#### 【障がい福祉課（再掲）】

・ **暴力団離脱希望者**

警察、宮崎公共職業安定所、宮崎保護観察所など複数の機関によって構成される「宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」を開催し、各関係機関の就労支援、広報啓発活動等の実績報告を行い関係機関間の情報共有を実施するとともに、暴力団離脱を希望する人に対して相談窓口を設置するなどして、社会復帰の支援を行います。【警察本部組織犯罪対策課】

・ **性犯罪者等**

① 16歳未満の者に対する不同意わいせつ、不同意性交等などの暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された人のうち、再犯防止措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして警察庁が登録した者に対して、所在の確認や面談を実施します。【警察本部人身安全対策課】

② ストーカー行為者に対して精神医学的なカウンセリングや治療を施し、更なる加害行為を思い止まらせるとともに、警察官が担当医師や臨床心理士などから再発防止について必要な助言等を受けます。【警察本部人身安全対策課】

○ **犯罪をした者等が抱える様々な問題への対応**

① 消費生活センターを運営し、消費生活に関する相談を受けたり、消費者への啓発などを通じて自立した消費者の育成を図り、安心できる暮らしを確保するための支援を行います。【生活・協働・男女参画課】

② 人権啓発センターを運営し、県民の人権意識を高めるため、人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに、人権に関する情報収集や情報提供、人権に関する相談を実施します。【人権同和対策課】

③ 自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」の運営やリーフレット「こころの電話帳」を配布し、悩みを抱えている県民を、それぞれの悩みに応じた専門の相談機関に繋げていきます。【福祉保健課】

④ 子ども・若者総合相談センター「わかば」を運営し、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者に対する相談対応などの支援を行います。【こども家庭課（再掲）】

### ○ 犯罪をした者等の社会貢献活動の推進

① 多様な主体による協働を推進し、協働の重要な担い手であるNPOの活動を支援するために、「みやざきNPO・協働支援センター」を設置し、協働による地域課題の効果的・効率的な解決や地域活性化に係る活動を支援するほか、人材や団体の育成などを行います。【生活・協働・男女参画課】

② NPO法人やシニア活動団体を対象とした研修や宮崎ねんりんピック等の各種イベントを実施するなどして、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。【長寿介護課】

③ 過去に非行を犯し、問題を抱える少年を支援対象少年として指定し、少年警察ボランティア等と連携しながら、スポーツ活動や農業体験等を通じての生産体験活動、清掃等の社会奉仕活動等を共同して行うことによって、少年の「居場所」を確保するとともに、社会に溶け込もうとする意欲を醸成し、立ち直りを支援することで再非行の防止を図ります。

【警察本部生活安全少年課（再掲）】

## ○ 犯罪被害者の心情を考慮した支援等の実施

- ① 性暴力被害者支援センターを運営し、性暴力被害者の心身の負担を軽減するため、被害直後からの総合的支援（相談窓口やカウンセリング支援等）することにより、その心身の回復を図るとともに、警察への届け出を促進し、被害の潜在化を防止します。【生活・協働・男女参画課】
  
- ② 女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）を運営し、配偶者等からの暴力（DV）に悩む女性等、支援を要する方に対し、相談に応じ、情報提供や同行支援等を行うとともに、DV被害女性や同伴家族について、短期間の入所による一時保護を実施し、自立のための支援や問題解決について援助を行います。  
【こども家庭課】
  
- ③ 「母子家庭等自立支援センター」を設置し、就業情報の提供や就業相談、就業に有益な講演会の実施、自立支援プログラム策定等事業等を実施することにより、母子家庭の母等の就業を支援し、経済的自立を促進します。  
【こども家庭課（再掲）】
  
- ④ 父又は母と生計を同じくしていない児童等を監護・養育している者等に手当を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。【こども家庭課（再掲）】
  
- ⑤ 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。  
【こども家庭課（再掲）】

## 第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

### 【現状と課題】

再犯防止の推進に当たっては、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行っている更生保護女性会員、非行をした少年等に対して兄や姉のような身近な存在になり非行防止活動を行っているBBS会、矯正施設入所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員や宗教教誨を行う教誨師、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動を行う少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティア、活動団体が再犯防止の推進を図る上で不可欠な活動を行っています。

国においては、昭和26年から、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である、“社会を明るくする運動”が実施されています。また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心を深めるため、7月を“再犯防止啓発月間”に定めていますが、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、さらには、保護司や協力雇用主など民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

### 【国機関等の取組】

法務省においては、令和5年5月から「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」が行われており、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢要条件等について、2年を目処として結論を得ることとされています。

宮崎保護観察所では、民生委員や社会福祉協議会などを委員とした保護司候補者検討協議会を開催しており、同協議会の中で、保護司適任者の情報提供を受けるなどして保護司確保に努めているほか、更生保護に関わる更生保護女性会、BBS会、

協力雇用主会などの民間ボランティアに対しても必要な支援を行っています。また、県内 12 箇所では更生保護サポートセンターを設置し更生保護活動を実施する拠点づくりを行っています。“社会を明るくする運動”や“再犯防止啓発月間”については、毎年7月1日に、宮崎県知事などへの地方公共団体の長に対する総理大臣メッセージの伝達や街頭キャンペーンなどを実施しています。

宮崎刑務所においては、毎年「矯正展」を開催し、刑務所の業務内容などを県民に広く紹介するとともに、刑務所で製作した刑務所作業製品等の展示・販売を通じて、矯正行政に対する理解を深めてもらう取組を行っています。

宮崎少年鑑別所では、民間ボランティアや活動団体に対して、研修会等に職員を派遣して司法手続や非行少年の心理機制等についての講義を行ったり、施設見学等を受け付けて少年矯正への理解を深めてもらったりするなど、民間協力者の活動促進に向けた取組を行っています。また、小学校、中学校、高校などの依頼を受けて、非行防止や薬物乱用防止、SNSの危険性などの出前授業を行い、健康的な生活を送ること・ルールを守ることの大切さなどを児童生徒に分かりやすく説明していく取組もを行っています。

## 【県の取組】

県民が犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるよう、広報を行うとともに、更生保護に関する保護司等の民間ボランティアを確保する国の取組に対し、後方支援・協力していきます。

- ① “社会を明るくする運動” “再犯防止啓発月間”の期間を中心とし、国の広報・啓発運動を強化するため、後方支援・協力を行います。 【福祉保健課】

- ② 各種研修や会議を開催する機会などを捉え、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアの活動内容の周知や民間ボランティアの確保等に協力します。【福祉保健課】
- ③ 保護司として長年更生保護事業に尽力した方々に対する知事感謝状の授与を今後も継続的に実施していくとともに、保護司のみならず、新たに協力雇用主や再犯防止に関係する民間団体など、再犯防止に尽力している方々にも拡大して対応することにより、再犯防止に携わる方々への意欲の向上につなげていきます。【福祉保健課】
- ④ 地域福祉を支える人材（地域福祉コーディネーター）を活用して、関係機関等が連携して、地域における助け合い（共助）と様々な福祉サービス等を適切に組み合わせることにより、地域の持つ生活支援機能を高め、住民が共に支え合う仕組みづくりを推進します。【福祉保健課（再掲）】
- ⑤ 地域社会における民生委員・児童委員としての役割やコミュニケーション、相談援助の基本を再確認するための研修を実施します。【福祉保健課（再掲）】
- ⑥ 犯罪をした者等の人権問題も含め、あらゆる差別や偏見を無くすため、人権に関する各種の研修を実施するほか、人権啓発情報誌「じんけんの風」や人権ホームページを活用した啓発等に取り組みます。【人権同和対策課】



## 【参考資料】

○ 第二次宮崎県再犯防止推進計画の策定経緯

時 期	内 容
令和5年 6月21日	○ 6月定例県議会厚生常任委員会（計画改定の説明）
7月21日	○ 県庁内関係各課担当者会議
10月12日	○ 宮崎県再犯防止連絡協議会（計画素案の説明）
12月6日	○ 11月定例県議会厚生常任委員会（計画素案の報告）
12月8日	○ パブリックコメントの実施（令和6年1月12日まで）
令和6年 3月6～8日	○ 2月定例県議会厚生常任委員会（計画案の報告）

# 宮崎県再犯防止連絡協議会設置要綱

令和5年8月17日  
福祉保健部福祉保健課

## (設置の目的)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第3条に定める基本理念にのっとり、再犯の防止等に関する施策についての情報の交換及び共有を行うとともに、同法第8条第1項の規定により策定する宮崎県再犯防止推進計画（以下「県計画」という。）の進捗状況等について協議を行うため、宮崎県再犯防止連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、前条に掲げる目的に関する協議、検討並びに情報の交換及び共有を行う。

## (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関又は団体が推薦する者を委員とし、構成する。

2 委員の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第4条 協議会は、宮崎県福祉保健部長（以下「福祉保健部長」という。）が招集する。

2 協議会に会長を置く。

3 会長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、協議会を主催する。

5 会長は、協議会を効果的かつ円滑に進めていくため、必要に応じて、委員以外の者を協議会に招集することができる。

## (庶務)

第5条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部福祉保健課において処理する。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年8月17日から施行する。

別表第1（第3条関係）

宮崎県再犯防止連絡協議会委員

分野	所属団体
学識	宮崎産業経営大学
福祉・保健	一般社団法人 宮崎県社会福祉士会
	一般社団法人 宮崎県精神保健福祉士協会
	宮崎Grateful DARC
就労	宮崎労働局
	宮崎県協力雇用主会
更生保護	更生保護法人みやざき青雲
	更生保護法人宮崎県更生保護協会
	宮崎県保護司会連合会
	宮崎県更生保護女性連盟
	宮崎県BBS連盟
人権	宮崎県弁護士会
国 法務省 機 関	宮崎刑務所
	宮崎地方検察庁
	宮崎少年鑑別所
	宮崎保護観察所
県	生活・協働・男女参画課
	人権同和对策課
	福祉保健課
	こども家庭課
	雇用労働政策課
	県警本部生活安全少年課

# ○ 再犯の防止等の推進に関する法律 (平成 28 年 12 月 14 日法律 第 104 号)

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

### (基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のた

めの施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

### (国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### (再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間

を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
  - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
  - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、こ

れを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上

必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。  
(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずる

ものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
(検討)
- 2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号)  
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日  
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



## ○ 第二次再犯防止推進計画（国） （令和5年3月17日閣議決定）

### I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

#### 第1 再犯防止の現状と再犯防止施策の重要性

我が国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年(285万3,739件)にピークを迎えたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年(56万8,104件)には戦後最少となった。

この数字は、諸外国と比較しても、我が国の治安の良さを示しており、令和4年3月に公表された内閣府の世論調査では、8割を超える国民が現在の日本は治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと回答している。

他方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は上昇傾向にあり、令和3年には48.6パーセントと刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にある。

このような再犯の傾向は、第一次の再犯防止推進計画(以下「第一次推進計画」という。)を策定した平成29年当時においても同様であり、政府は、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、第一次推進計画を策定し、これに基づき、様々な取組を行ってきた。

国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくためには、これまでの取組を検証して必要な改善を図るとともに、新たな施策をも含めた、第二次再犯防止推進計画(以下「第二次推進計画」という。)を策定することが必要とされる。

#### 第2 第二次推進計画策定の経緯

##### 〔第一次推進計画の策定〕

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号、以下「推進法」という。)が制定、施行された。

政府は、推進法において、再犯の防止等に関

する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することとされ、これを受け、平成29年12月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次推進計画を閣議決定した。

第一次推進計画は、5つの基本方針の下、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動促進、⑥地方公共団体との連携強化、⑦関係機関の人的・物的体制の整備、という7つの重点課題と115の具体的施策により構成され、その計画期間は平成30年度から令和4年度までの5年間とされた。

令和元年12月、政府は、第一次推進計画に基づき実施している再犯防止施策のうち、より重点的に取り組むべき課題への対応を加速化させるため、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」(以下「加速化プラン」という。)を決定した。加速化プランでは、①「満期釈放者対策の充実強化」、②「地方公共団体との連携強化の推進」、③「民間協力者の活動の促進」の3つの取組を加速化させることとし、具体的な成果目標として、「令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させる」こと、及び、「令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援する」ことが設定された。

##### 〔第一次推進計画に基づく取組〕

政府は、第一次推進計画や加速化プランに基づき、地方公共団体や民間協力者等の理解・協力も得て、各種施策に取り組み、一定の成果も上がってきた。

例えば、就労の確保については、矯正施設・保護観察所とハローワークが連携した就労先確保に向けた取組等により、矯正施設在所中から支援を受けて就職した者の数が増加し、住居の確保については、更生保護施設等による住居確保支援や矯正施設在所中の生活環境の調整の強化等により、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者数が減少している。また、満期釈放者対策の充実強化については、矯正施設在所中の生活環境の調整の強化や更生保護施設退所

者に対する継続的な相談支援等の実施により、加速化プランにおいて設定された上記目標が達成された。

さらに、地方公共団体の取組としては、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止施策の在り方について調査するための「地域再犯防止推進モデル事業」の実施や、協議会等を通じた同事業の成果や好事例等の共有等が行われるとともに、令和4年10月1日現在で402の地方公共団体で地方再犯防止推進計画等が策定され、地域の実情に応じた様々な取組が進められている。また、民間協力者等の取組については、民間資金の活用などにより、地域における草の根の支援活動など多様な活動が更に広がった。

こうした一つ一つの取組の結果、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年犯罪対策閣僚会議決定）において設定された「出所年を含む2年間において刑務所に再入所する割合（2年以内再入率）を令和3年までに16%以下にする」という数値目標を令和元年出所者について達成するに至った。

〔第一次推進計画に基づく取組の検証〕

政府は、第二次推進計画の策定を見据え、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）において、4回にわたる議論等を経て、第一次推進計画下における取組状況や成果を検証するとともに、今後の課題について整理した。

その結果、「個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること」、「支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があること」、「支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること」、「地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること」などの課題が確認された。

その上で、検討会は、これらの課題を踏まえ、第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性として、以下の3つを取りまとめ、議論を進めた。

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

〔第二次推進計画の策定〕

政府は、検討会における更に計4回にわたる議論等を経て、第二次推進計画の案を取りまとめ、ここに第二次推進計画を定めるに至った。

## II 基本方針及び重点課題

### 第1 基本方針

第一次推進計画では、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点として、推進法第3条の「基本理念」を踏まえ、以下の5つの基本方針が設定された。

本基本方針は、施策の実施者が目指すべき方向・視点として、第二次推進計画においても踏襲する。

〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するこ

と。

- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

## 第2 重点課題

第一次推進計画では、推進法第2章が規定する基本的施策に基づき、多岐にわたる再犯防止施策が7つの重点課題に整理された。第二次推進計画においては、第一次推進計画の重点課題を踏まえつつ、前記第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性に沿って、以下に掲げる7つの事項を重点課題とする。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進

## ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

### 第3 計画期間と迅速な実施

推進法第7条第6項が、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加えることとしていることから、計画期間は、令和5年度から令和9年度末までの5年間とする。

第二次推進計画に盛り込まれた施策は、可能な限り速やかに実施することとし、犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策推進会議において、定期的に施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図ることとする。

また、IVの第1に掲げる成果指標については、第二次推進計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その向上を図り、このうち、出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率を更に低下させることを目標として定める。

## III 今後取り組んでいく施策

### 第1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組(推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係)

#### 1. 就労の確保等

##### (1) 現状認識と課題等

不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、政府においては、これまで、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等に取り組んできた。

さらに、第一次推進計画策定後は、就労やその継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等にも努めてきた。

その結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けつつも、矯正施設在所中から支援を受けて就職した者の数や犯罪をした者等を実際に雇用している協力雇用主の数が第一次推進計画策定前に比べて増加するなど、就労の確保に向けた政府の取組は、着実に成果を上げてきた。

しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職して

しまう者が少なくないことなどの課題があるほか、職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もある。

これらの課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等を更に充実させる必要がある。

## (2) 具体的施策

### ① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

#### ア 職業適性の把握等【施策番号1】

法務省は、矯正施設において、厚生労働省の協力を得て、就労意欲や職業適性、個々の受刑者等が持つ能力等を把握するためのアセスメントを適切に実施するとともに、その結果を踏まえ、刑期の早い段階から、社会復帰後を見据え、職業訓練や就労支援指導を計画的に実施していく体制の整備を検討する。

【法務省、厚生労働省】

#### イ 施設内から社会内への一貫した指導・支援スキームの確立【施策番号2】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、効果的に就労支援を実施するため、出所後の本人を取り巻く生活環境を踏まえるなどし、矯正施設

在所中から出所後の職場定着までの計画的かつ一貫した指導・支援に取り組む。【法務省、厚生労働省】

#### ウ 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた処遇等【施策番号3】

法務省は、矯正施設及び保護観察所において、コミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得を目的とした刑務作業や指導を行うなど、犯罪をした者等の勤労意欲の喚起及び就職に必要な知識・技能等の習得を図るための処遇の充実を図る。【法務省】

#### エ 刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等【施策番号4】

法務省は、拘禁刑下において、刑務作業が、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に必要な場合に行わせるべきものと位置付けられたことを踏まえ、アセスメント結果を基に

動機付けを十分に行って就労意欲を喚起した上で、個々の受刑者の特性に応じた刑務作業を適切に課す。また、社会復帰後の自立や就労を見据えて、実社会で必要となる社会性や自発性を身に付けさせるためのコミュニケーション能力やマネジメント能力等を養成する刑務作業等を実施するほか、高齢の受刑者や心身に障害のある受刑者のうち、福祉的支援の対象とならない者に対しても、就労につながるよう、その心身の機能の維持・向上を図る刑務作業等を実施する。【法務省】

#### オ 刑事施設における職業訓練等の充実【施策番号5】

法務省は、関係機関や犯罪をした者等の雇用を希望する事業主等から意見を聴取するなどし、雇用ニーズに合わせて訓練種目の整理を行うとともに、就労に必要なパソコンスキルや職場等への定着に欠かせない課題解決能力については、勤労を中心として自立した社会生活を営んでいく必要がある全ての受刑者に対し、訓練・指導する体制を構築する。

また、職業訓練を修了した者に対しては、可能な限り関連する刑務作業に就業させることにより、身に付けた知識や技能を維持・向上させるほか、出所前における訓練内容の再指導や、出所後の就労先となる企業と連携した実践的訓練を積極的に実施するなどし、職業訓練及び刑務作業が、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものとなるよう、その内容の見直しを含め、より一層の充実強化を図る。

加えて、法務省は、厚生労働省の協力を得て、協力雇用主、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)における就労準備支援事業や認定就労訓練事業を行う者等と連携した職業講話や職場定着等に向けた指導・支援を充実させる。【法務省、厚生労働省】

#### カ 資格制限等の見直し【施策番号6】

法務省は、「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」において実施した資格制限の見直しに関するニーズ調査結果、各資格等に関する制限内容及びその趣旨等に関する調査結果や、少年法等の一部を改正する法律(令和3年法律第47号)の審議における資格制限の見直しに関する議論の内容等を踏まえ、関係省庁と協力し、前科があ

ることによる資格等の制限やその運用の在り方・方向性について、総合的な検討を進める。

各府省は、その検討結果を踏まえ、所管する資格等の制限やその運用の在り方について、業務の性質等も考慮して、見直しの要否を検討し、必要に応じた措置を講じる。【各府省】

## ② 就職に向けた相談・支援等の充実

### ア 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号7】

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした者等の適切な就労先の確保のため、より効果的な連携体制の在り方を検討するとともに、ハローワーク相談員の矯正施設への駐在や保護観察所等への協力の拡大など、就労支援対策の一層の充実を図る。また、法務省及び厚生労働省は、矯正施設出所後の職場定着につなげるため、矯正施設在所中に内定企業や就労を希望する業種での就労を体験する職場体験を積極的に実施する。さらに、法務省及び国土交通省は、矯正施設及び地方運輸局等の連携による就労支援対策についても、一層の充実を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

### イ 非行少年に対する就労支援【施策番号8】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくりの活動の一環として少年サポートセンター(都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を実施)等が行う就労を希望する少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、少年の就職や就労継続に向けた支援の充実を図る。【警察庁】

## ③ 協力雇用主の開拓・確保及びその活動に対する支援の充実

### ア 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

法務省は、犯罪をした者等がそれぞれの適性に応じた業種等に就職できるよう支援するため、社会における労働需要や矯正施設における職業訓練等の内容も踏まえつつ、多様な業種の協力雇用主の確保に努める。また、各府省は、法務省の協力を得て、対象となる公共調達の本来達成すべき目的が阻害されないよう留意しつつ、協力雇用主の受注の機会の

増大を図るとともに、関係する各種事業者団体に対し、所属する企業等への協力雇用主の拡大に向けた周知を依頼するなど、積極的な広報・啓発活動を推進する。【各府省】

### イ 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、コレワークにおいて、協力雇用主等に対して、受刑者等が矯正施設在所中に習得・取得可能な技能・資格を紹介するとともに、協力雇用主等の雇用ニーズに合う受刑者等が在所する矯正施設の紹介や、職業訓練等の見学会の案内をするほか、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主の活動を支援する施策の周知を図るなど、協力雇用主等に対する情報提供の充実を図る。また、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、犯罪をした者等の就労に必要な個人情報を適切に提供する。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

### ウ 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】

法務省は、身元保証制度、刑務所出所者等就労奨励金制度、更生保護就労支援事業といった各種制度や、協力雇用主に対する助言や研修など、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の不安や負担を軽減するための支援の充実を図る。【法務省】

### エ 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号12】

法務省は、各府省や地方公共団体における協力雇用主に対する支援の実施に資するよう、各府省や地方公共団体に対する協力雇用主に関する情報提供の在り方について検討し、適切に情報を提供する。【法務省】

### オ 国による雇用等の推進【施策番号13】

各府省は、「犯罪をした者等の就労の確保等のための取組に係る参考指針」を踏まえ、各府省における業務の特性や実情も勘案し、犯罪をした者等の雇用等に努める。法務省は、各府省におけるこうした取組を促進するために必要な支援等を行う。【各府省】

## ④ 就労した者の離職の防止及び離職した者の再就職支援【施策番号14】

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、ハローワーク等にお

いて、犯罪をした者等に対し、悩みなどを把握した上で適切な助言を行うなど、離職を防止するための支援や離職後の再就職に向けた支援の充実を図る。また、寄り添い型の支援を行う更生保護就労支援事業などにより、犯罪をした者等及び協力雇用主の双方に対する継続的な支援の充実を図ることで、職場定着を促進するとともに、再就職のための円滑な就労マッチングを推進する。【法務省、厚生労働省】

⑤ 一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保

ア 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号15】

法務省及び厚生労働省は、障害のある犯罪をした者等が、その就労意欲や障害の程度等に応じて、障害者支援施策も活用しながら、一般の企業等への就労や、就労継続支援A型（一般の企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供等を行うもの）又は同B型（一般の企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会の提供等を行うもの）事業における就労を実現できるよう取り組む。また、生活が困窮している者で、就労に向けて一定の準備を必要とする犯罪をした者等に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者就労訓練事業の積極的活用を図る。【法務省、厚生労働省】

イ 農福連携に取り組む企業・団体等やソーシャルビジネスとの連携【施策番号16】

法務省は、矯正施設及び保護観察所において、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、農福連携に取り組む企業・団体等とも連携し、犯罪をした者等のうち、障害等により一般10の企業等への就労が困難な者に対する働き掛けを通じて就農意欲を喚起し、農業等への就労促進を図るほか、農福連携関係団体から食材等の調達を推進する取組を通じ、双方にとって効果的で持続可能な関係構築を図る。また、高齢者・障害者の介護・福祉、ホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、協力雇用主への登録を促し、犯罪をした者等の雇

用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。【法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

2. 住居の確保等

(1) 現状認識と課題等

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえる。

政府においては、これまで、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の入入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきた。また、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策についても検討を進めてきた。

その結果、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者数の減少（平成28年に比べて令和3年は4割減少）や満期釈放者の2年以内再入者数の減少（平成28年出所者に比べて令和2年出所者は3割減少）など、住居の確保に向けた政府の取組は、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題もある。

これらの課題に対応するため、矯正施設在所中の生活環境の調整の充実や更生保護施設等の受入れ・処遇機能の更なる強化、地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実、更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大等の取組を進めていく必要がある。

(2) 具体的施策

① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

ア 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実【施策番号17】

法務省は、保護観察所による受刑者等の釈放後の生活環境の調整に地方更生保護委員会

が積極的に関与し、その者が必要とする保健医療・福祉サービスを受けることができる地域への帰住を調整する取組を拡大させるなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組の充実を図る。【法務省】

イ 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号18】

法務省は、支援が必要な受刑者等の親族等に対し、受刑者等との適切な関係の構築という点に配慮しつつ、出所に向けた相談支援等を実施する引受人会・保護者を開催するなど、受刑者等の親族等に対する支援の充実を図る。【法務省】

② 更生保護施設等の機能の充実・一時的な居場所の確保

ア 更生保護施設の整備及び受入れ・処遇機能の充実【施策番号19】

法務省は、更生保護施設の整備を着実に推進するほか、罪名、嗜癖等本人が抱える課題や地域との関係により特に受入れが進みにくい者や処遇困難な者を更生保護施設で受け入れ、それぞれの課題に応じた処遇を行うとともに、地域社会での自立生活を見据えた処遇を行うための体制の整備を推進するなど、更生保護施設における受入れ及び処遇機能の充実を図る。【法務省】

イ 自立支援の中核的担い手としての更生保護施設等の事業の促進及び委託費構造の見直し【施策番号20】

法務省は、宿泊保護はもとより、更生保護施設退所後に向けた高齢者又は障害のある者等に対する福祉的支援への移行、薬物依存症者に対する回復支援の実施、満期釈放者や施設退所者等に対する継続的な通所・訪問支援の実施等、地域における犯罪をした者等の自立支援の中核的担い手として多様かつ高度な役割が更生保護施設に求められるようになり、その活動が難しさを増していることを踏まえ、更生保護施設等の事業の促進を図るとともに、更生保護委託費の構造等の見直しに向けた検討を行う。【法務省】

ウ 自立準備ホームの確保と活用【施策番号21】

法務省は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、専門性を有する社会福祉法人やNPO法人などに対する委託により犯罪をした

者等の一時的な居場所の確保等を推進するほか、空き家等の既存の住宅ストック等を活用するなどして多様な居場所である自立準備ホームの更なる確保を進めるとともに、各施設の特色に応じた活用を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

③ 地域社会における定住先の確保

ア 居住支援法人との連携の強化【施策番号22】

法務省は、国土交通省の協力を得て、保護観察対象者等の住居の確保のため、居住支援法人との連携を強化し、住居提供者に対する不安軽減に向けた取組を行うとともに、見守りなど要配慮者への生活支援を行う居住支援法人との更なる連携の方策を検討する。

また、法務省は、国土交通省の協力を得て、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、保護観察対象者等に対する必要な指導等、法務省による継続的支援が受けられることを周知するなどして、その入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。【法務省、国土交通省】

イ 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号23】

国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記(施策番号22)の法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、引き続き、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨、引き続き、地方公共団体に周知・徹底を図る。【国土交通省】

ウ 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号24】

法務省は、保護観察対象者等であることを

承知して住居を提供する者に対し、住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、個人情報等13の適正な取扱いを確保しつつ、保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供する。併せて、保護観察対象者等に対し、必要な指導等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を実施する。【法務省】

#### エ 満期釈放者等に対する支援情報の提供等の充実【施策番号25】

法務省は、帰住先を確保できないまま満期出所となる受刑者等の再犯を防止するため、矯正施設において、必要が認められる受刑者等に対し、更生緊急保護や希望する地域の相談機関に関する情報の提供等、受刑者等の個別のニーズ等を踏まえた相談支援を行う。また、保護観察所において、更生緊急保護の申出のあった満期釈放者等に対し、地域の支援機関等についての必要な情報の提供を行うほか、更生緊急保護として、必要に応じ、更生保護施設や地域の社会資源等を活用した居場所の確保に向けた支援を行うとともに、定住先確保のための支援を行う。加えて、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による改正後の更生保護法に基づき、矯正施設在所中に更生緊急保護の申出があった場合は、満期出所後直ちに必要な措置を受けられるよう、必要な調査や調整を行う。【法務省】

## 第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組(推進法第17条、第21条関係)

### 1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

#### (1) 現状認識と課題等

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっている。

政府においては、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障害のある者等に対して必要な指導を実施するなどして、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図って

きた。さらに、これらの受刑者等が矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携して特別調整等を実施してきた。

また、起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援についても、法務省と厚生労働省による検討会の結果を踏まえ、令和3年度から、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組を開始した。

その結果、矯正施設から出所する者が年々減少する中であって、特別調整の対象者数や地域生活定着支援センターによる支援の実施件数が増加するなど、福祉的支援に向けた取組は、着実に実績を積み重ねてきた。

しかしながら、高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を更に進める必要がある。

#### (2) 具体的施策

##### ① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

#### ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号26】

法務省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が円滑に必要な15福祉サービスを利用できるようにするため、少年鑑別所におけるアセスメント機能の充実を図るとともに、矯正施設における社会福祉士等の活用や、保護観察所における福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化を図ることにより、福祉的支援が必要な者の掘り起こしや福祉サービスのニーズの把握を適切に行う。また、検察庁においては、入口支援の実施に当たって効果的な支援先の選定ができるよう、可能な限り弁護士とも協働しつつ、支援対象者の抱



える課題や福祉サービスのニーズを適切に把握する。【法務省】

イ 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号27】

法務省は、矯正施設において、社会福祉士等によるアセスメントを適切に実施し、福祉的支援の必要が認められる者に対し、支援に関する方針を明確にした上で、福祉関係機関等の協力を得ながら、健康運動指導や福祉サービスに関する知識及び社会適応能力等を習得させるための指導を行うとともに、福祉施設の事前体験等の機会を適切に設けるなどし、福祉的支援についての動機付けも含む円滑な社会復帰に向けた指導を行う。また、福祉的支援の必要が認められるものの就労が可能なる者に対しては、個人の特性に応じて就労に向けた支援を行うなど、個々の特性に応じた必要な支援の充実を図る。【法務省】

ウ 矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等【施策番号28】

法務省及び厚生労働省は、特別調整の取組について、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の多機関連携はもとより、地方公共団体とも協働しつつ、一層着実な実施を図る。また、特別調整の対象とはならないものの、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の連携の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

ア 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号29】

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、地方公共団体との調整を強化するなどして、釈放後の円滑な福祉サービスの受給を促進する。また、法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設

設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、引き続き、矯正施設・更生保護官署の職員に対して住民票に関する手続等の周知・徹底を図る。【法務省、厚生労働省】

イ 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号30】

厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が地域社会で生活できるよう、自立に向けた訓練や就労の支援を行うなど、社会福祉施設等による福祉サービスの提供の充実を図る。【厚生労働省】

③ 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施【施策番号31】

法務省は、保護観察所において、更生緊急保護の枠組みを活用し、検察庁を含む関係機関との連携により、勾留中の被疑者の段階から、その支援の必要性に応じ、本人の意思やニーズを踏まえつつ、住居、就労先、福祉サービス等に係る生活環境の調整を行うとともに、釈放後に、重点的な生活指導や福祉サービスに係る調整等を行う。法務省及び厚生労働省は、これら被疑者・被告人のうち、高齢又は障害により、自立した生活を営む上で、公共の福祉に関する機関その他の機関による福祉サービスを受けることが必要な者に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける取組について、本人の意思やニーズを踏まえつつ、地方公共団体とも協働し、着実な実施を図る。【法務省、厚生労働省】

④ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための研修・体制の整備【施策番号32】

(7) 刑事司法関係機関

法務省は、検察庁における社会復帰支援を担当する検察事務官や社会福祉士、矯正施設における福祉専門官等及び保護観察所における更生緊急保護等の社会復帰支援を担当する保護観察官の配置を充実させるなど、検察庁、矯正施設及び保護観察所における社会復帰支援の実施体制の充実を図る。また、犯罪をした者等の福祉的支援の必要17性を的確に把握することができるよう、刑事司法関係機関の職員に対する高齢者及び障害のある者等の特性等に関する研修を実施する。

#### (イ) 更生保護施設

法務省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の更生保護施設における受入れやその特性に応じた支援の実施を充実させるための施設・体制の整備を図る。

#### (ウ) 地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関

厚生労働省は、地域生活定着支援センターについて、その実施主体である地方公共団体と協働し、活動基盤の充実を図るとともに、同センターの職員に対する必要な研修を実施する。

また、法務省は、地域の保健医療・福祉関係機関の職員等に対し、刑事司法手続等に関する必要な研修を実施する。【法務省、厚生労働省】

## 2. 薬物依存の問題を抱える者への支援等

### (1) 現状認識と課題等

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、政府においては、これまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援を進めてきた。

また、薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気であり、回復可能であることについての普及啓発、薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等を進めてきた。さらに、これまで支援が届きにくかった保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムを実施してきた。

その結果、覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は、平成27年出所者が19.2パーセントであったところ、令和2年出所者は15.5パーセントまで減少するなど、薬物事犯者に対する再犯の防止等に関する施策は、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調18に推移している。また、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなど課題もある。

これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要がある。さらに、増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要がある。また、薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置いて、対応していく必要がある。

### (2) 具体的施策

#### ① 薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実【施策番号33】

警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、薬物乱用を許容しない環境づくりが最大の再犯防止策であることを踏まえ、薬物乱用を未然に防止するため、広く国民に対し、薬物乱用の危険性や有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等について、効果的な広報・啓発を実施する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

#### ② 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

#### ア 再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施【施策番号34】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設及び保護観察所において、薬物事犯者の再犯リスク等を適切に把握した上で、専門的プログラムなどの指導を一貫して実施するとともに、関係機関と連携した生活環境の調整や社会復帰支援を充実させる。また、薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、アルコールや医薬品への依存に陥る場合があるとの指摘があることや、犯罪をした者

等の中には、アルコールや医薬品への依存が認められる者が一定数いることを踏まえ、そうした個々の対象者が抱える問題に応じた指導や支援を併せて実施する。加えて、指導・支援の効果をより一層高めるため、指導内容・方法の改善を図るほか、薬物依存症に関する知見を深める機会を充実させるなどして、指導や支援に当たる職員の育成を進める。【法務省、厚生労働省】

イ 増加する大麻事犯に対応した処遇等の充実【施策番号35】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、少年院における大麻に関する新たな指導教材の作成を行うとともに、保護観察所における専門的プログラムに大麻に関する指導項目を新設するなど、大麻事犯に対応した処遇の充実を図る。

厚生労働省は、大麻規制の見直しについての検討を進め、その検討結果に基づき、法改正を含む所要の措置を講じるほか、主として若年者に対して、大麻の危険性等を周知するための広報・啓発活動を推進する。【法務省、厚生労働省】

ウ 更生保護施設等による薬物依存回復処遇の充実【施策番号36】

法務省は、薬物事犯者の中には、再犯につながるおそれのある環境から離脱するため従前の住居に戻ることが適当でない者が多く存在すること等を踏まえ、更生保護施設等における薬物事犯者の受入れを促進するとともに、薬物依存からの回復に資する処遇を行うための施設や体制の整備を推進し、更生保護施設等による薬物依存回復処遇の充実を図る。【法務省】

エ 麻薬取締部が実施する薬物乱用防止対策事業の拡大【施策番号37】

厚生労働省は、法務省と連携し、「薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業」として、薬物事犯に係る保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を対象にプログラム等を実施しているところ、同事業の拡充に向けた検討を進める。【法務省、厚生労働省】

③ 治療・支援等を提供する保健医療機関等の充実及び円滑な利用の促進

ア 薬物依存の問題を抱える者等に対応する専門医療機関等の拡充及びその円滑な利用の促

進【施策番号38】

厚生労働省は、薬物依存の問題を抱える者等が、地域において、専門的な相談や入院から外来までの継続的な治療を受けることができるようにするため、相談支援や専門医療に従事する者の確保及び育成を進めるとともに、専門医療機関等の拡充や一般医療機関における適切な対応の促進を図る。

警察庁、法務省及び厚生労働省は、薬物依存の問題を抱える者等を、保健医療機関等へ適切につなぐことができるようにするため、各関係機関間において、情報共有、課題の抽出及び解決方策の検討をするなどし、連携体制の強化を図る。また、薬物依存の問題を抱える者だけではなく、その親族を始めとした身近な者が適切な機関に相談できる20ようにするため、精神保健福祉センターを始めとした相談支援機関等の周知を行うなど、支援に関する情報についての広報・啓発活動を推進する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

イ 自助グループ等の民間団体と共同した支援の強化【施策番号39】

法務省は、薬物依存からの回復に向けた支援活動を行う自助グループ等の民間団体が果たす役割の重要性に鑑み、矯正施設及び保護観察所において、同民間団体との連携を強化し、刑事司法手続が終了した後も薬物依存の問題を抱える者等への支援が継続できる体制の整備を図る。

厚生労働省は、同民間団体の活動を促進するための支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号40】

厚生労働省は、薬物依存症の回復に向けた一般的な保健医療・福祉サービスの中での実施体制を充実させるために、薬物依存症に関する基本的な知識を有する医療関係者が必要であることを踏まえ、令和2年度からは医師臨床研修制度において、精神科研修を必修化するとともに、経験すべき疾病・病態の一つとして「依存症(ニコチン・アルコール・薬物・病的賭博)」を位置付けたところであり、引き続き臨床研修を推進する。【厚生労働省】

エ 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門

#### 職や心理専門職等の育成【施策番号41】

厚生労働省は、薬物依存への問題を抱える者等への相談支援体制を充実させるために、薬物依存の問題を抱える者等の支援ニーズを適切に把握し、関係機関につなげるなどの相談援助を実施する福祉専門職・心理専門職が必要であることを踏まえ、精神保健福祉士、社会福祉士及び公認心理師の養成課程においても薬物依存症に関する適切な教育がなされるよう努める。

また、薬物依存等からの回復に向けて、地域における継続した支援が必要であることを踏まえ、薬物依存を抱える者等への生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図る。

#### 【厚生労働省】

#### ④ 薬物事犯者の再犯防止施策の効果検証及び効果的な方策の検討【施策番号42】

法務省及び厚生労働省は、刑の一部執行猶予判決を受けた者の再犯21状況、刑事司法関係機関や保健医療機関等における指導・支援の効果等を検証するとともに、諸外国において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置について調査を行うなどし、新たな取組を試行的に実施することも含め、我が国における薬物事犯者の再犯の防止等において効果的な方策について検討を行う。【法務省、厚生労働省】

#### 第3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組(推進法第11条、第13条関係)

##### 1. 学校等と連携した修学支援の実施等

##### (1) 現状認識と課題等

我が国の高等学校への進学率は、98.8パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、入所受刑者の33.8パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8パーセントは高等学校を中退している。また、少年院入院者の24.4パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9パーセントは高等学校を中退している状況にある。

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることに鑑み、政府においては、これまで、高等学校の中退防止のための

取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援を実施してきた。また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきた。

その結果、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の全科目合格者率が増加するなど、修学支援のための取組は、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もある。

これらの課題に対応するため、引き続き、矯正施設において、民間のノウハウやICTの活用などにより教科指導の充実を図るとともに、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要がある。また、非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要がある。

#### (2) 具体的施策

##### ① 児童生徒の非行の未然防止等

##### ア学校における適切な指導等の実施【施策番号43】

文部科学省は、警察庁、法務省及び厚生労働省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権尊重の精神を育むための教育と併せ、再非行の防止の観点23も含め、学校における非行防止のための教育、性犯罪の防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実、復学に関する支援体制の充実を図る。また、厚生労働省の協力を得て、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援や、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実を図るとともに、高等学校中退者等に対して高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体

の取組を支援する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

イ 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号44】

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、貧困や虐待等の被害体験などが非行等の一因になることも踏まえ、地域社会における子供の居場所作りや子供、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実、民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談・学習支援など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進する。

また、同取組を効果的に実施するために、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を行うことを目的として、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」の設置及び「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保について努力義務が課されていることなどについて、関係機関等に周知し、連携の強化を図る。

さらに、法務省は、一部の少年鑑別所と都道府県警察において協定を締結し、継続補導対象者へのカウンセリング、心理検査を実施するなどしているところ、これらの取組の拡充を検討するなど、連携の強化を図る。【内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

② 非行等による学校教育の中断の防止等

ア 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号45】

法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室など保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍して24いる保護観察対象者に対する生活指導・支援等の充実を図る。【法務省、文部科学省】

イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号46】

法務省は、矯正施設において、個々の対象者の希望や事情を踏まえつつ、就労や資格取得と関連付けた修学に対する動機付けを図るほか、引き続き、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備、ICTの活用を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導を実施する。また、法務省は、文部科学省と連携しながら、少年院在院者のうち希望する者について、在院中の通信制高校への入学及び出院後の継続した学びに向けた調整等を行うことにより、高等学校教育機会の提供についての取組の更なる充実を図る。【法務省、文部科学省】

ウ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号47】

法務省及び文部科学省は、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施する。また、法務省は、ICTの活用を進めるなどして、矯正施設における同試験に係る指導を強化するとともに、同試験に合格した少年院在院者等の希望進路の実現に向けた指導の充実を図る。【法務省、文部科学省】

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

ア 学校や地域社会における修学支援【施策番号48】

法務省は、保護司、更生保護女性会、BBS会、少年友の会等の民間ボランティアや協力雇用主と連携して、学校に在籍していない非行少年等が安心して修学することができる場所の確保を含めた修学支援を促進する。また、保護観察対象者のうち、修学の継続のために支援が必要な者については、矯正施設における修学支援を始めとした施設内処遇の内容等を踏まえ、矯正施設、保護観察所及び民間ボランティア等が協働して、本人が抱える課題や実情等に応じた修学支援を実施するとともに、実施事例を通じて得られた知見を踏まえ、地域社会における効果的な修学支援施策を展開する。

法務省及び文部科学省は、矯正施設在籍者・保護観察対象者のうち、修学支援の対象となる者に対し、地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促す。【法務省、文部科学省】

イ 矯正施設・保護観察所職員と学校関係者の

#### 相互理解の促進等【施策番号49】

法務省及び文部科学省は、矯正施設や保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。また、矯正施設・保護観察所の職員や学校関係者に対し、相互の連携事例の周知・共有を図る。【法務省、文部科学省】

#### 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組(推進法第11条、第13条、第21条関係)

##### 1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

###### (1) 現状認識と課題等

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)、属性別(高齢、女性、少年)に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々である。

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、政府においては、これまで、刑事施設における受刑者用一般リスクアセスメントツール(Gツール)や保護観察所におけるアセスメントツール(CFP)を開発するなど、アセスメント機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実を図ってきた。

また、特定少年を含む少年に対して、早期の段階から非行の防止に向けた取組を行っていくことが有益であることから、関係府省間で「特定少年等に係る非行対策」を申し合わせ、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策を進めてきた。

しかしながら、矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないことなどの課題もあり、こ

れらの課題に対応した取組を進める必要がある。また、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となることなどを受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要がある。

###### (2) 具体的施策

##### ① 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化と関係機関等が保有する情報の活用【施策番号50】

法務省は、矯正施設及び保護観察所において、社会情勢や犯罪動向の変化も考慮した上で、犯罪をした者等の特性や再犯リスク等を踏まえた適切な処遇方針を策定するため、更生支援計画書等の公的機関や民27間団体等が保有する処遇に資する情報を活用した多角的な視点によるアセスメントを行うことも含め、アセスメント機能の強化を図るとともに、アセスメント内容の他機関への適切な引継ぎを行う。

法務省は、刑事施設における受刑者用一般リスクアセスメントツール(Gツール)や少年鑑別所における法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)、保護観察所におけるアセスメントツール(CFP)などを適切に活用するとともに、AI技術の活用も含め、アセスメント精度の更なる向上に向けた検討を行う。【法務省】

##### ② 特性に応じた指導等の充実

###### i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

##### ア 性犯罪者等に対する効果的な指導等の実施【施策番号51】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、海外における取組などを参考にしつつ、刑事施設における性犯罪再犯防止指導や少年院における性非行防止指導、保護観察所における性犯罪再犯防止プログラム等の性犯罪者等に対する指導等について、指導者育成を進めるなどして、一層の充実を図るとともに、地域の医療・福祉関係機関等との連携を強化し、性犯罪者等に対する矯正施設在所中から出所後まで一貫性のある効果的な指導の実施を図る。また、刑事司法手続終了後も継続的な支援が実施できるよう、地方公共団体や民間協力者

が利用可能な支援ツールを提供し、その活用を促進する。

加えて、法務省は、海外において導入されているGPS等により位置情報を取得・把握する運用や性犯罪対象者の自発的意思によって支援を受けることのできる社会内サポート体制も参考にしつつ、性犯罪者等の処遇の充実方策について検討する。【法務省、厚生労働省】

イ 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号52】

警察庁は、法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置の充実を図る。【警察庁、法務省】

ii ストーカー・DV加害者に対する指導等

ア 被害者への接触防止のための措置【施策番号53】

警察庁及び法務省は、ストーカー・DV加害者による重大な事案が28発生していることを踏まえ、これら加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、これら加害者に対する適切な措置を実施する。【警察庁、法務省】

イ ストーカー加害者等に対するカウンセリング等【施策番号54】

警察庁は、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員について、研修の受講を促進するなどして、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上を図るとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働き掛けを行うなど、関係機関・団体と連携して、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進する。

また、法務省は、個々のストーカー・DV加害者が抱える問題性等を踏まえ、矯正施設における改善指導や保護観察所における類型別処遇ガイドラインに基づく処遇を適切に実施

する。【警察庁、法務省】

iii 暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等【施策番号55】

警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センター等と矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団員に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。また、警察庁、法務省等の関係省庁は連携の上、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や預貯金口座の開設支援などの社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を図る。【警察庁、金融庁、法務省】

iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

ア 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号56】

法務省は、少年院において、複数職員で指導を行う体制の充実を図るとともに、少年鑑別所において、在所中の少年に対し、その自主性を尊重しつつ、健全育成に向けた支援等を適切に実施するほか、学校等の関係機関や民間ボランティアの協力も得て、学習や文化活動等に触れる機会を付与するなど、少年の健全育成を考慮した処遇の充実を図る。また、刑事施設においても、おおむね26歳未満の若年受刑者に対し、少年院における矯正教育の手法やノウハウ、その建物・設備等を活用しながら、少年・若年者の特性に応じたきめ細かな指導等の29充実を図る。【法務省】

イ 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号57】

法務省は、支援が必要な少年・若年者については、児童福祉関係機関に係属歴がある者、虐待等の被害体験や発達障害等の障害を有している者が少なくないなどの実情を踏まえ、少年院・保護観察所におけるケース検討会を適時適切に実施するなど、学校、児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、少年サポートセンター、子ども・若者総合支援センター(地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談窓口の拠点として設置するもの)、地域若者サポートステーション(働くことに悩みを抱えている者を対象に、就労に向けた支援

を行う機関)、弁護士・弁護士会、医療機関等関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援等を実施する。【法務省】

ウ 非行少年に対する立ち直り支援活動の充実【施策番号58】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が民間ボランティアや関係機関と連携して行う、修学、就労に向けた支援や社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の非行少年の状況に応じた立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

エ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号59】

法務省は、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、保護者との適切な関係に関する指導・支援の充実を図るとともに、保護者に対し、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言、保護者会への参加依頼、保護者自身が福祉的支援等を要する場合の助言等を行うなど、保護者に対する働き掛けの充実を図る。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、地方公共団体を始めとする関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活や未成年後見制度の利用等に向けた指導・支援を行う。

【法務省】

v 女性の抱える困難に応じた指導等【施策番号60】

法務省は、女性受刑者等について、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があること、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、依存症・摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いことなどを踏まえ、30矯正施設において、関係機関との連携を強化し、これらの困難に応じた指導・支援を効果的に実施するとともに、女性のライフスタイルの多様化への対応や自身の被害防止の観点からの教育の充実を図る。また、法務省は、女性受刑者等のうち、女性であることにより様々な困難な問題を抱える者については、矯正施設出所後速やかに地域の保健医療・福祉サービス等を利用することができるよう、厚生労働省の協力を得て、困難な問題を抱える女性への支援のための諸制度や社会資源も活用しつつ、矯正施設在所中から関係機関等と連携した切れ目のない社会復帰支援等を行う。

さらに、法務省は、矯正施設出所後の自立した社会生活を視野に入れ、矯正施設において、女性受刑者等の就労意欲を喚起するとともに、女性の労働状況や特性を踏まえた矯正処遇等を実施するほか、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

さらに、法務省は、矯正施設出所後の自立した社会生活を視野に入れ、矯正施設において、女性受刑者等の就労意欲を喚起するとともに、女性の労働状況や特性を踏まえた矯正処遇等を実施するほか、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

vi 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号61】

法務省は、犯罪をした者等の中には、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要する者や、指導等の内容を理解するために特別な配慮を必要とする者のほか、虐待等の被害体験を有する者が存在することを踏まえ、その者の特性に応じた指導等の充実を図るとともに、厚生労働省や民間団体等の協力を得て、発達上の課題を有する者等に対する指導に関する研修の充実や関係機関との連携強化等を図る。また、知的障害等のある受刑者等について、関係機関との連携を強化しつつ、民間の知見も活用するなどし、その特性に応じた指導・支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

vii 各種指導プログラムの充実【施策番号62】

法務省は、刑事施設において、拘禁刑の創設の趣旨を踏まえ、自身の罪や被害者等に向き合い、作業や改善指導に対する動機付けを高める働き掛けを強化しつつ、アルコール依存を含む依存症の問題や、DVを含む対人暴力の問題を抱える者等に対し、その特性に応じた柔軟な指導が可能となるよう改善指導プログラムの充実を図る。また、少年院において、特定少年に対する成年としての自覚・責任を喚起する指導や社会人として必要な知識の付与に加え、特殊詐欺等近年の犯罪態様に対応した指導等の充実を図る。保護観察所においては、飲酒や暴力31などに関する専門的プログラムの実施や社会貢献活動など、個々の対象者の特性に応じた指導の一層の充実を図る。【法務省】



③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等  
【施策番号63】

法務省は、犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らが犯した罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等の置かれた状況や心情等を理解することが不可欠であることを踏まえ、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するほか、新設される「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」に必要な人的・物的体制を整備するなどして、被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育の充実を図る。

また、保護観察所においても、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるほか、必要となる人的体制を整備するなどして、新設される犯罪被害者等の心情等を聴取する制度の適切な運用に努める。加えて、しよく罪指導プログラムの実施や犯罪被害者等の被害の回復・軽減に誠実に努めるよう指導監督することなどにより、犯罪被害者等の思いに応える保護観察処遇の一層の充実を図る。【法務省】

第5 民間協力者の活動の促進等のための取組  
(推進法第5条、第22条、第23条関係)

1. 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われている。こうした民間協力者の活動は、SDGs に掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現し、「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会」の実現に欠かせない尊いものでもあり、社会において、高く評価されるべきものである。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在である。保護司が担う役割は、国際的な評価も高く、第14回国連犯罪防止刑事司法

会議(京都コンGRESS)のサイドイベントとして開催した「世界保護司会議」では、「世界保護司デー」の創設等を盛り込んだ「京都保護司宣言」が採択されるなど、“HOGOSHI”の輪は、我が国の枠を超えて世界への広がりを見せている。

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、都道府県からの委託を受けて活動する地域生活定着支援センター、更生支援計画の策定等に関わる社会福祉士・精神保健福祉士、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っている。

政府は、こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要がある。また、民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者33との連携を一層強化していく必要がある。

保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されて久しい。

こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。

## 2. 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援

### (1) 具体的施策

#### ① 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64】

法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を別途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

#### ② 保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進【施策番号65】

法務省は、保護司活動に関する事務の多くをオンライン上で実施できる体制の構築を目指し、保護司専用ホームページ“H@（はあと）”の機能拡充を図るとともに、保護司が使用するタブレット端末等を整備するなど、保護司活動の一層のデジタル化を図る。【法務省】

#### ③ 保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供【施策番号66】

法務省は、保護司候補者を確保するため、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、保護観察所において、地方公共団体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、保護司候補者検討協議会における協議を効果的に実施し、地域の保護司適任者に関する情報を収集する取組を強化する。また、法務省は、保護観察所において、保護司活動についての理解を広げるための保護司セミナーや保護司活動を体験する保護司活動インターンシップなどを通じて、同協議会で情報提供のあった保護司候補者等に対して、保護司活動についての理解を深めてもらうとともに、実際に保護司として活動してもらえるよう、積極的に働き掛ける。【総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

#### ④ 地方公共団体からの支援の確保【施策番号67】

法務省は、総務省と連携し、地方公共団体に対し、保護司適任者に関する情報提供や職員の推薦、更生保護サポートセンターの設置

場所や自宅以外で面接できる場所の確保、顕彰等による保護司の社会的認知の向上、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置など、保護司活動に対する充実した支援が得られるよう働き掛ける。【総務省、法務省】

#### ⑤ 国内外への広報・啓発【施策番号68】

法務省は、幅広い世代から多様な人材を保護司として迎え入れるため、保護司セミナーによる地域の関係機関等への広報、若年層にも訴求する多様な手法による広報を展開するとともに、地方公共団体による保護司への顕彰を促進することなどを通じ、国内における保護司の社会的認知・評価の向上を図る。

また、京都保護司宣言を踏まえ、国際会議等の場で保護司制度やその活動についての国際発信を推進し、保護司の国際的な認知・評価の向上を図る。【法務省】

## 3. 民間協力者(保護司を除く)の活動の促進

### (1) 具体的施策

#### ① 民間ボランティアの活動に対する支援の充実 ア 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号69】

警察庁は、少年警察ボランティアの活動を促進するため、少年警察ボランティアの活動に対して都道府県警察が支給する謝金等の補助や、都道府県警察や民間団体が実施する少年警察ボランティア等に対する研修への協力を推進するなどして、少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実を図る。【警察庁】

#### イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号70】

法務省は、更生保護ボランティアの活動を促進するため、更生保護女性会やBBS会といった更生保護ボランティアに対する研修の充実を図るとともに、積極的な広報等により、担い手の確保を図る。また、地域の中で困難を抱える人を支援するため、更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実を図る。

【法務省】

#### ② 民間協力者との連携強化

#### ア 地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等【施策番号71】

法務省は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、民間協力者が果たす役割の重要

性に鑑み、地域で再犯の防止等に資する取組を行うNPO法人、社会福祉法人、企業、弁護士、社会福祉士や、自らの社会復帰経験に基づいて相互理解や支援をし合う自助グループといった民間協力者の把握に努めるとともに、そうした民間協力者を積極的に開拓し、より一層の連携を図る。

また、矯正施設において、民間事業者の協力を得ながら、外部通動作業・院外委嘱指導等を活用して、社会内での指導機会の拡大を図るとともに、保護観察所において、自助グループや当事者団体を含む民間団体の協力を得ながら、効果的な指導・支援の充実を図るなど、広く地域の民間協力者と連携した指導等を推進する。

加えて、篤志面接委員や教誨師等、かねてから、犯罪をした者等の立ち直りに向けた取組を実施してきた民間協力者の特性や役割を踏まえ、効果的な連携を図る。【法務省】

#### イ 弁護士・弁護士会との連携強化【施策番号72】

法務省は、犯罪をした者等に対して、切れ目のない効果的な支援を実施していく上で、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後まで継続的な関わりができる弁護士・弁護士会との連携が重要であることに鑑み、入口支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援分野における弁護士・弁護士会との連携の在り方を検討し、連携の強化を図る。【法務省】

#### ウ 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号73】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対して国や地方公共団体が実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、民間協力者に対して適切に情報提供を行う。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

#### ③ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進【施策番号74】

法務省は、再犯防止分野において、ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)を含む成果連動型民間委託契約方式(PFS)事業を推進するとともに、地方公共団体に対してもPFSを活用した再犯防止事業の導入に向けた支援を行うな

どして、民間事業者が持つ資金・ノウハウを活用した再犯防止活動の促進を図る。【法務省】

#### ④ 民間協力者の確保及びその活動に関する広報の充実

##### ア 民間協力者の活動に関する広報の充実【施策番号75】

警察庁及び法務省は、国民の間に、再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、少年警察ボランティアや更生保護ボランティア等、民間協力者の活動に関する広報の充実を図る。【警察庁、法務省】

##### イ 民間協力者に対する表彰【施策番号76】

内閣官房及び法務省は、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を更に普及・促進するとともに、新たな活動の道を開く民間協力者の開拓にも資するよう、再犯を防止する社会づくりに功績・功労があった民間協力者を表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を引き続き実施し、効果的な広報に努める。【内閣官房、法務省】

#### 第6 地域による包摂を推進するための取組(推進法第5条、第8条、第24条関係)

##### 1. 現状認識と課題等

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となる。

刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、

「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められる。そのため、政府においては、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止施策の在り方について調査することを目的として、一部の地方公共団体と連携

し、「地域再犯防止推進モデル事業」を実施するとともに、その成果等をその他の地方公共団体に共有するための協議会等を開催するなどしてきた。こうした国の取組に呼応し、地方公共団体においても、地方再犯防止推進計画の策定が進められており、「地域による包摂」に向けた取組には、一定の進展が見られる。

しかしながら、再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的な役割が必ずしも明確とは言い難い面もあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には依然として地域差が認められること、地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供するなどの支援をしていく必要があること、支援へのアクセシビリティを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があることなどの課題も見えてきている。

これらの課題に対応するため、国と地方公共団体が担う役割を具体的に明示することで、地方公共団体の取組を促進するとともに、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくことなどが必要である。

## 2. 地方公共団体との連携強化等

### (1) 国と地方公共団体の役割

国と地方公共団体は、それぞれ以下の役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進する。

#### ① 国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。

加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団

体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

#### ② 都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

#### ③ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

### (2) 具体的施策

#### ① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

##### ア 市区町村による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進【施策番号77】

法務省は、市区町村が、犯罪をした者等の個々のニーズに応じた伴走型支援を実施するなどして、上記の役割を十全に果たすことができるよう、都道府県とも連携しつつ、市区町村と刑事司法関係機関との連携体制を構築し、犯罪をした者等が必要な行政サービスを受けられるための市区町村に対するつなぎや情報の提供、行政サービスにつながった後の助言等の必要な支援を行う。また、市区町村に対し、行政サービスの提供に当たっては、重層的支援体制整備事業における相談支援や支援会議、基幹相談支援センターによる相談等の活用が考えられることを周知する。

さらに、矯正施設が所在する市区町村等と連携協力し、再犯防止にも地方創生にも資する取組を一層推進する。【法務省】

##### イ 都道府県による再犯の防止等の推進に向け

#### た取組の促進【施策番号78】

法務省は、都道府県が、各地域の実情も踏まえ、域内の市区町村と連携し、再犯の防止等に関する取組を切れ目なく実施するために必要な調整や体制構築を行うなどして、上記の役割を十全に果たすことができるよう、都道府県に対して適切な情報提供や体制の整備に関する支援等を行う。【法務省】

#### ② 地方再犯防止推進計画の策定等の支援【施策番号79】

法務省は、地方再犯防止推進計画が未策定である地方公共団体に対し、矯正官署や保護観察所等の刑事司法関係機関や都道府県を通じるなどして、地域の実情に応じて地方再犯防止推進計画を策定できるよう支援する。支援に当たっては、地域福祉計画の活用を含む地方再犯防止推進計画策定の手引を必要に応じて改訂するなどして、策定のために必要な情報を提供する。

また、既に地方再犯防止推進計画を策定済みの地方公共団体に対しては、その改訂や取組状況の評価等のために必要な支援を実施する。【法務省】

#### ③ 地方公共団体との連携の強化

##### ア 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号80】

法務省は、地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の企画・立案及び評価等に資するよう、各府省の協力を得て、国における再犯の防止等に関する施策についての情報や関連する統計情報を適40切に提供するとともに、市区町村単位の統計情報の把握・提供方法について早期に検討し、その提供を実現する。

また、法務省は、地方公共団体が犯罪をした者等に対する支援等を行うために必要な犯罪をした者等の個人に関する情報等について、それらの情報を提供するための方策を検討した上で、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、適切に提供する。【各府省】

##### イ 再犯の防止等の推進に関する知見等の提供及び地方公共団体間の情報共有等の推進【施策番号81】

法務省は、地方公共団体に対して、犯罪をした者等に対する専門的な指導・支援等に関する調査研究等の成果を提供するほか、矯正

官署、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を地方公共団体の職員研修等へ講師として派遣するなど、再犯の防止等に関する知見を提供する。

また、協議会の開催等を通じ、先進的な取組や好事例、課題等について各地方公共団体間での共有を図る。【法務省】

##### ウ 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号82】

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域における国・地方公共団体・民間協力者等の多様な機関・団体による支援ネットワークの構築を推進するとともに、ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

#### 3. 支援の連携強化

##### (1) 具体的施策

##### ① 更生保護に関する地域援助の推進【施策番号83】

法務省は、刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法の規定に基づき、保護観察所において、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域住民、地方公共団体、民間団体等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うことを通じ、関係機関等による犯罪をした者等に対する支援の充実を図る。【法務省】

##### ② 更生保護地域連携拠点事業の充実等【施策番号84】

法務省は、「更生保護地域連携拠点事業」における、犯罪をした者等41が困ったときに身近に相談できる場所や日常の居場所を地域に確保したり支援団体による地域支援ネットワークを構築するなどの支援体制の整備業務や、犯罪をした者等に対する支援を行う民間協力者からの相談に応じるなどの支援者支援業務を充実させることにより、地域における“息の長い”支援を推進する。【法務省】

##### ③ 法務少年支援センターにおける地域援助の充実【施策番号85】

法務省は、法務少年支援センター(少年鑑別所)において、非行・犯罪をした者や、その支援を行う関係機関等の依頼に適切に対応できるよう、地域における多機関連携を一層強化する。また、支援を必要とする当事者等の利便性向上の観点から、WEB面談システムの活用や、関係機関に赴くなどのアウトリーチ型の支援等について検討を進めるとともに、地域援助に関する制度の周知広報のための取組を積極的に推進するなどして、地域援助の充実を図る。【法務省】

#### 4. 相談できる場所の充実

##### (1) 具体的施策

##### ① 刑執行終了者等に対する援助の充実【施策番号86】

法務省は、保護観察所において、刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法の規定に基づき、仮釈放や仮退院の期間を満了した者等から、電話やメールによるものを含め相談を受けるなどした場合、その改善更生を図るために必要があると認めるときは、保護観察所において、その意思に反しないことを確認した上で、更生保護に関する専門的知識を活用し、その特性や支援ニーズに応じた情報の提供、助言等を行うほか、地域の関係機関による支援につながるよう、必要な調整その他の援助を行う。【法務省】

##### ② 更生保護施設による訪問支援事業の拡充【施策番号87】

法務省は、更生保護施設が、更生保護施設等を退所した者にとって、地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者であることを踏まえ、訪問支援事業を早期に全国展開するなど、更生保護施設が地域で生活する犯罪をした者等に対して継続的なアウトリーチ型支援を実施するための体制の整備を図る。【法務省】

#### 第7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組(推進法第18条、第19条、第20条、第22条関係)

##### 1. 再犯防止に向けた基盤の整備等

##### (1) 現状認識と課題等

第6までに掲げられた再犯の防止等に関する施策を効果的かつ迅速に実施するためには、そ

の基盤となる人的・物的体制の整備、施策の実施状況や効果の検証による施策の不断の見直し、効果的な広報・啓発活動の実施等が必要である。

政府においては、これまで、新たな官職の設置や専門スタッフの増配置、矯正施設を始めとする関係施設の整備、刑事情報連携データベースの開発運用等の体制整備を行うとともに、「再犯防止啓発月間」や「“社会を明るくする運動” 強調月間」等を中心とした広報・啓発活動などに取り組んできた。

しかしながら、いまだ課題は多く、再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備、施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し、再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解などの取組を更に進める必要がある。

##### (2) 具体的施策

##### ① 関係機関における人的・物的体制の整備 ア 関係機関における人的体制の整備【施策番号88】

警察庁、法務省及び厚生労働省は、関係機関において、本計画に掲げる具体的施策を適切かつ効果的に実施するために必要な人的体制の整備を着実に推進する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

##### イ 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号89】

警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、再犯の防止等に関する施策が、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するだけでなく、犯罪予防対策としても重要であり、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものであることを踏まえ、刑事司法関係機関の職員のみならず、警察、ハローワーク、福祉事務所等関係機関の職員、学校関係者等に対する教育・研修等の充実を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

##### ウ 矯正施設の環境整備【施策番号90】

法務省は、矯正施設について、引き続き、耐震対策を行いつつ、医43療体制の充実強化及びバリアフリー化に取り組む。また、被収容者の特性に応じた処遇の充実強化及び新設される「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」の適切な運用等のための環境整備を着実に推進する。【法務

省】

② 業務のデジタル化、効果検証の充実等  
ア 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実のための基盤整備

【施策番号91】

法務省は、受刑者等の情報を管理する業務システムの刷新により、情報をデジタル化し、一元的管理を推進することで、矯正行政の効率化を図るとともに、より精度の高いデータに基づく処遇の実態把握や再犯防止効果の可視化を通じて矯正処遇の一層の充実を図る。また、保護司活動の負担低減、データ活用による保護観察の高度化、刑事手続と保護司活動とのデータ連携等に向けて、更生保護業務全般のデジタル化に取り組み、保護観察処遇等を一層充実させるための基盤を整備する。【法務省】

イ 再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度利活用【施策番号92】

法務省は、再犯の状況をより迅速かつ詳細に把握し、効果的な処遇を実施するため、刑事司法における情報通信技術の活用状況等を踏まえて、検察庁・矯正施設・保護観察所等の保有する情報の一層の連携を促進するとともに、刑事情報連携データベースの機能等を見直してその効率化・高度化を図る。また、連携した情報のより効果的な利活用方を検討し、犯罪や非行の実態等に関する調査研究を推進する。【法務省】

ウ 再犯防止施策の効果検証の充実と検証結果等を踏まえた施策の推進【施策番号93】

法務省は、就労支援を受けた者のその後の就労継続の状況や薬物依存のある者を地域における治療・支援につなげることによる効果を把握する方法を検討するなど、再犯の防止等に関する施策についての効果検証の一層の充実を図る。また、効果検証の結果や、社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因を踏まえ、施策の見直しを含め、再犯の防止等に関する施策の一層の推進を図る。【法務省】

③ 再犯防止関係者の人材育成等【施策番号94】

法務省は、研修等を通じ、地方公共団体や民間協力者等との知見の共有や相互の情報交

換等を行うことで、再犯の防止等に関わる専門人材や理解者の育成を図る。また、相互理解の促進や連携強化のため、地方公共団体等との人事交流の積極化を図る。【法務省】

④ 広報・啓発活動の推進

ア 啓発事業等の実施【施策番号95】

法務省は、各府省、地方公共団体、民間協力者と連携して、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く国民が犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の関係機関における再犯の防止等に関する施策や、その効果についての積極的な情報発信に努める。また、広く国民各層に訴える広報媒体や広報手法を用いるよう努める。

【各府省】

イ 法教育の充実【施策番号96】

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資する基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。【法務省、文部科学省】

#### IV 再犯の防止等に関する施策の指標

##### 第1 再犯の防止等に関する施策の成果指標

○ 検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】

(出典：警察庁・犯罪統計)

基準値 109,626人・47.0%(令和3年)

うち刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

基準値 85,032人・48.6%(令和3年)

うち特別法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

基準値 24,594人・42.3%(令和3年)

○ 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合【指標番号2】

(出典：法務省・矯正統計年報)

基準値 13,475人・83.4%(令和3年)

うち再入者数及び再入者率

基準値 9,203人・57.0%(令和3年)

○ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】

(出典：法務省調査)

- 基準値 2,863人・15.1%(令和2年出所受刑者)
- 主な罪名(覚醒剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別2年以内再入率【指標番号4】  
(出典：法務省調査)  
基準値(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)  
15.5%・5.0%・12.3%・20.0%(令和2年出所受刑者)  
基準値(高齢、女性)  
20.7%・11.0%(令和2年出所受刑者)  
基準値(少年)  
9.0%(令和2年少年院出院者の2年以内再入院率)  
9.7%(令和2年少年院出院者の2年以内再入院及び刑事施設入所率)
  - 出所受刑者の3年以内再入者数及び3年以内再入率【指標番号5】  
(出典：法務省調査)  
基準値 4,983人・25.0%(令和元年出所受刑者)
  - 主な罪名(覚醒剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別3年以内再入率【指標番号6】  
(出典：法務省調査)  
基準値(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)  
27.3%・11.6%・24.2%・33.0%(令和元年出所受刑者)  
基準値(高齢、女性)  
29.2%・20.2%(令和元年出所受刑者)  
基準値(少年)  
13.2%(令和元年少年院出院者の3年以内再入院率)  
15.6%(令和元年少年院出院者の3年以内再入院及び刑事施設入所率)
  - 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率【指標番号7】  
(出典：法務省・保護統計年報)  
基準値(保護観察付(全部)執行猶予者)  
618人・25.5%(令和3年)  
基準値(保護観察処分少年)  
1,219人・16.1%(令和3年)

- 第2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標
1. 就労・住居の確保等関係
    - 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号8】  
(出典：厚生労働省調査)  
基準値 3,130人・50.3%(令和3年度)
    - 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号9】  
(出典：法務省調査)  
基準値 24,665社・1,208社・1,667人(令和3年10月1日現在)
    - 国及び地方公共団体において雇用した犯罪をした者等の数【指標10】  
(出典：法務省調査)  
基準値 ー
    - 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号11】  
(出典：法務省・保護統計年報)  
基準値 5,653人・24.0%(令和3年)
    - 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号12】  
(出典：法務省・矯正統計年報)  
基準値 2,844人・16.0%(令和3年)
    - 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号13】  
(出典：法務省調査)  
基準値 10,291人(令和3年度)
  2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係
    - 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号14】  
(出典：法務省調査)  
基準値 826人(令和3年度)
    - 検察庁等と保護観察所との連携による入口支援を実施した者の数【指標番号15】  
(出典：法務省調査)  
基準値 ー
    - 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号16】  
(出典：法務省調査)



- 基準値 ー
3. 学校等と連携した修学支援の実施等関係
- 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号17】

(出典：法務省調査)

基準値 54人・30.5%(令和3年)

- 保護観察所において修学支援を実施し、保護観察期間中に高等学校等を卒業若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号18】

(出典：法務省調査)

基準値 ー

- 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号19】

(出典：文部科学省調査)

基準値(受験者数・合格者数・合格率)

797人・316人・39.6%(令和3年度)

基準値(受験者数・1以上の科目に合格した者の数・合格率)

797人・776人・97.4%(令和3年度)

4. 民間協力者の活動の促進等関係

- 保護司数及び保護司充足率【指標番号20】

(出典：法務省調査)

基準値 46,705人・89.0%(令和4年1月1日)

- “社会を明るくする運動” 行事参加人数【指標番号21】

(出典：法務省調査)

基準値 867,395人(令和3年)

5. 地域による包摂の推進関係

- 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号22】

(出典：法務省調査)

基準値(都道府県、指定都市、その他の市町村(特別区を含む。))

47団体・100%、18団体・90.0%、306団体・

17.7%(令和4年4月1日)

6. その他の参考指標

- 出所受刑者の5年以内再入者数及び5年以内再入率【指標番号23】

(出典：法務省調査)  
基準値 8,175人・37.2%(平成29年出所受刑者)

注1 「基準値」は、確定している最新の数値である。

2 「基準値 ー」は、新規の指標又は指標の内容を変更したことにより、今後、新たに統計を収集するものである。

## ○ 用語集

※ 本計画の本文中の用語、その他再犯防止施策を推進する上で関係する用語の意味を掲載しています。

	用語	意味
ア	アセスメント	対象者に対し適切な支援を実施するために、ある対象者について客観的に評価し、課題などを分析すること。
イ	入口支援 (被疑者等支援業務)	刑事司法の入口の段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障がいにより、自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等につなげるなどの支援を行うこと。
	一般調整	特別調整の対象とならない者の生活環境の整備を行うもの。
	医療観察制度	心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の判断がつかないか、そうした判断に従って行動できないなどのため、通常の刑事責任を問えない状況のことをいう。）で、殺人、放火等の重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進することを目的とした処遇制度。
カ	鑑別	少年鑑別所において、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上の問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すこと。
	仮釈放	矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度。なお、仮釈放などの期間中は保護観察に付される。
	科料	国に一定の金額を納めさせる刑罰。その金額は、原則として1,000円以上1万円未満である。（刑法第17条）
キ	起訴	被疑者が犯罪をしたことが証拠上明白であって、その訴追が必要であると判断する場合には、裁判所に検察官が起訴状を提出して起訴すること。
	起訴猶予	被疑者が犯罪をしたことが証拠上明白であっても、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重と情状、犯罪後の状況により訴追を必要としないと判断される場合に、検察官の判断により起訴を猶予し、不起訴とすること。
	凶悪犯	殺人、強盗、放火、強制性交等の罪を犯した者。
	教諭師	刑務所等の矯正施設において受刑者の育成や精神的救済活動を

		行う者。
	帰住先	服役などの状態を解かれた者が、本来住むべき（住む予定の）場所のこと。
	矯正施設	刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院（令和6年4月1日から廃止）を合わせて矯正施設と呼ぶ。
	協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
	禁錮	刑事施設に拘置することを内容とする刑罰。その期間は、原則として、無期又は1月以上20年以下である。（刑法第13条）
ケ	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所のこと。
	刑事司法（手続）	犯罪をした者に対して、捜査・裁判を通じて事件の真相を明らかにし、犯罪をした者に対して適切な刑罰を科す手続。
	刑法犯	刑法及び暴力行為等処罰法、爆発物取締罰則、組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。
	検挙	捜査機関が、被疑者を特定し、必要な捜査を遂げること。被疑者を官署に引致することをもいう。
コ	更生緊急保護	刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた者が、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関などの保護が受けられない場合に、緊急にその者に対し、金品の給貸与や宿泊場所の供与、就労支援や生活指導等を行い、速やかな改善更生を保護すること。
	更生保護サポートセンター	保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し、開設している。ここでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。 また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されている。
	更生保護女性会	更生保護に関する様々なボランティア活動を通じて、広く地域住民に更生保護について理解と協力を得るため、また犯罪や非行に陥った人たちが一日も早く社会復帰できるよう支援を行うボラ

		ンティア団体。
	更生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間団体。更生保護法人は、更生保護施設を置いて、被保護者に対する宿泊所の提供、帰住のあっ旋、金品の給貸与、生活の相談等を行ったり、罪を犯した者の更生を助けることを目的とする事業に対する助成や連絡調整、これらの事業の啓発等を行っている。
	公訴	刑事裁判において、検察官が被告人に対する有罪の判決を求める訴えのこと。
	拘置所	主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設。
	拘留	刑事施設に拘置することを内容とする刑罰。その期間は、1日以上30日未満である。（刑法第16条）
サ	再犯防止啓発月間	再犯防止推進法第6条には、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間とする旨が定められている。
シ	実刑	執行猶予がつかず、実際に執行される刑罰（懲役刑又は禁錮刑について用いることが多い）。
	執行猶予	刑の執行が猶予された状態。猶予されている期間は、刑務所に入ることはない。刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。「執行猶予」には、刑の全部の執行猶予と刑の一部の執行猶予がある。
	児童相談所	児童福祉法第12条に基づき、児童の福祉に関する事項について、相談や調査・診断・判定、問題児童の指導・一時保護などを行う都道府県や政令指定都市等の機関のこと。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、令和5年で73回目を迎えた。
	少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
	少年警察ボランティア	県公安委員会あるいは警察本部長の委嘱を受け、少年の非行防止

	<p>や健全育成のための活動にあたる民間ボランティア。主に街頭補導活動を行う少年補導員、有害な風俗環境の影響から少年を守る活動や風俗営業者等への指導助言等を行う少年指導委員、非行に走りかねない少年への支援活動および被害少年に対する継続的保護活動を行う少年サポーターで構成され、警察や学校関係者等と連携をとりながら非行防止のための街頭活動や有害環境浄化活動等のほか、居場所づくりのための立ち直り支援活動などを行う。</p>
少年刑務所	<p>主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇等を行う（ただし、少年及び26歳未満の成人を主に対象とする。）ことを業務とする法務省所管の施設。</p>
処遇	<p>受刑者や保護観察処分を受けた者などの資質や環境に応じ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適應する能力の育成を図ることを目的として行われる作業（生産作業、自営作業、職業訓練）、改善指導及び教科指導。</p>
住宅確保要配慮者	<p>住宅の確保に特に配慮を要する方々。</p> <p>【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定されている者】</p> <p>低額所得者（月収15.8万円以下）、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障害者、子ども（18歳の年度末まで）を養育している者。</p> <p>【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則に規定されている者】</p> <p>外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、北朝鮮拉致被害者、犯罪被害者、更生保護対象者、生活困窮者、東日本大震災その他の著しく以上かつ激甚な非常災害による被災者。</p>
受刑者	<p>懲役、禁錮又は拘留の刑罰の執行を受けている者。</p>
自立準備ホーム	<p>保護観察所に登録された特定非営利活動法人や社会福祉法人が管理する施設の空き室を活用し、保護観察所の委託を受けて、身寄りの無い矯正施設退所者等に提供する住居のこと。食事の提供や生活指導も行う。</p>

ス	スクール カウンセラー	学校現場において児童や生徒、その保護者に対して臨床心理に關する専門知識を生かしながらサポートしていく専門家。
	スクール サポーター	警察本部長から任命され、小学校、中学校、高等学校等において、児童生徒の非行防止、健全育成、安全確保に資する活動を行う者。
	スクールソーシャ ルワーカー	学校等において、子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。
セ	生活困窮者自立相 談支援窓口	働きたくても働けない、住む所がないなどの生活全般にわたる困りごとに対して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う窓口のこと。
	生活保護制度	国が、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮している国民に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度のこと。
	精神保健福祉セン ター	県内における精神保健福祉活動の中核的機関として県民の精神的健康の保持増進を図るとともに、こころの病の予防から精神障がい者の社会復帰に至るまでの課題について、専門的かつ総合的に対応している。
ソ	捜査	犯罪に対し、捜査機関が犯人を発見、確保し、かつ証拠を収集、保全する目的で行う一連の行為のこと。
	粗暴犯	暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合の罪を犯した者。
タ	他害行為	他人や器物を傷つける行為のこと。
チ	地域生活定着支援 センター	高齢又は、障がい有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を、保護観察所等と協働して進める事業を実施している。
	地域福祉コーディ ネーター	様々な福祉施策やサービス等に精通し、関係機関等との調整を行いながら、地域の福祉課題の解決に向けてリーダーシップを発揮することが期待される者。主に福祉施設や市町村社会福祉協議会の職員が当該コーディネーターとして活動している。
	地域包括ケアシス テム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスの提供体制の

		こと。
	地域包括支援センター	各市町村において、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。
	知能犯	詐欺、横領、偽造、汚職、背任の罪を犯した者。
	懲役	刑事施設に拘置して所定の作業を行わせることを内容とする刑罰。その期間は、原則として無期又は1月以上20年以下である。 (刑法第12条)
テ	出口支援	地域生活定着支援センターが、受刑者等のうち、適当な帰住先等が確保されていない高齢者又は障がいのある者等に対し、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、関係機関と連携して必要な調整を行う支援のこと。
ト	篤志面接委員	刑務所等の矯正施設内で、悩みごとの相談を受けたり、矯正のための面談や講話を行っている者。
	特別調整	高齢（おおむね65才以上）であり、又は障がいを有する矯正施設入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うもの。
ニ	認知件数	警察などの捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数のこと。
	認知行動療法	不適応状態や心の問題などに対する治療技法の一つであり、認知（物事の捉え方や考え方）を変えることで行動の変容を促す心理療法の一種。
ハ	罰金	国に一定の金額を納めさせる刑罰。その金額は、原則として、1万円以上である。（刑法第15条）
ヒ	被疑者	検察や警察などの捜査機関に「犯罪をしたのではないか」と疑われて捜査の対象となっている者。
	ピアカウンセリング	専門家によるカウンセリングではなく、同じ職業や障がいを持っているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリング。
	BBS（ビー・ビー・エス）会	非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、少年の立ち直りや自立支援を実施するとともに、非行防止活

		動を行う青年ボランティア団体。
フ	風俗犯	賭博、わいせつの罪を犯した者。
ホ	法務少年支援センター	少年鑑別所が地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うにあたり、用いる名称。
	保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援助を行うもの。保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人があるがその対象となる。
	保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。
マ	満期釈放	仮釈放にはならず、全ての刑期を満了して釈放されること。
ミ	宮崎ねんりんピック	県内在住の60才以上の者を対象とし、高齢者の生きがいや健康づくりを目的として、テニス、ゲートボール、将棋など計29種目の競技を実施する大会のこと。
	民生委員	社会奉仕の精神のもと、「地域の相談役」、「行政機関等へのつなぎ役」として、生活困窮者や母子世帯などの保護指導にあたり、社会福祉の増進に努める者。家族や地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人が増える中であって、その役割は、ますます重要性を増してきている。



○ 宮崎県の主な関係各課（室）一覧表

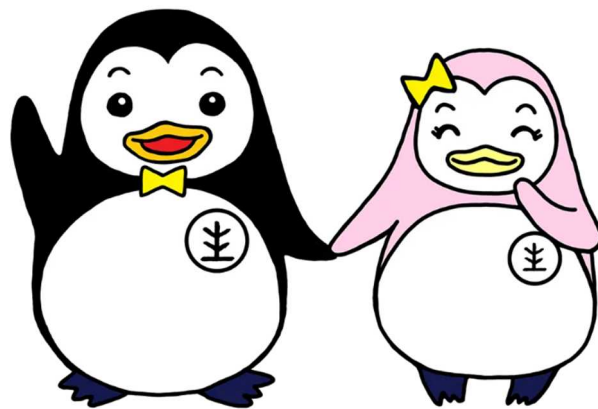
【宮崎県】

組織名	課（室）名	電話番号
総合政策部	生活・協働・男女参画課	0985-26-7054
	人権同和対策課	0985-26-7067
福祉保健部	福祉保健課	0985-44-2660
	薬務対策課	0985-26-7060
	長寿介護課	0985-26-7059
	長寿介護課 医療・介護連携推進室	0985-44-2605
	障がい福祉課	0985-26-7068
	こども政策局 こども家庭課	0985-26-7041
商工観光労働部	雇用労働政策課	0985-26-7105
県土整備部	建築住宅課	0985-26-7194
教育委員会	教育政策課	0985-26-7233
	人権同和教育課	0985-26-7238

【宮崎県警察本部】

組織名	課（室）名	電話番号
警務部	警務課	0985-31-0110
生活安全部	生活安全少年課	
	人身安全対策課	
刑事部	刑事企画課	
	組織犯罪対策課	





更生ペンギンのホゴちゃん 更生ペンギンのサラちゃん

第二次宮崎県再犯防止推進計画

令和6年3月

宮崎県福祉保健部福祉保健課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：(0985) 44-2660

ファクシミリ：(0985) 26-7326

電子メール：[fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp)